

平成 26 年第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）会議録

平成 26 年 3 月 4 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|---------|
| 1 金田敏行 | 2 金田文子 | 3 松下好延 |
| 4 夏目忠昭 | 5 渡邊勲 | 6 村松修 |
| 7 鈴木藤雄 | 8 伊藤武 | 9 熊谷勝 |
| 10 田中邦利 | 11 土屋浩 | 12 山口伸彦 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	佐々木孝
教育長	後藤義男		
総務課長	原田和久	出納室長	氏原哲哉
企画課長兼税務課長	原田利一	ダム対策室長	富安正裕
津具総合支所長	佐々木義典	生活課長	滝元光男
建設課長	原田直幸	町民課長	鈴木伸勝
教育課長	鈴木正吾	産業課長	澤田周蔵
保健福祉センター所長	片桐洋人	住民課長	松井利文

4 議会事務局出席職員名

事務局長 佐々木輝 書記 金田美咲

5 本会議の書記は次のとおりである。

事務局長 佐々木輝

6 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 町長の施政方針説明

日程第 6 議案第 1 号

指定管理者の指定について

日程第 7 議案第 2 号

町道路線の認定について

日程第 8 議案第 3 号

町道路線の変更について

- 日程第9 議案第4号
工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第5号
工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第6号
財産の取得契約の締結について
- 日程第12 議案第7号
公の施設の区域外設置に関する協議について
- 日程第13 議案第8号
設楽町農林業担い手支援住宅条例について
- 日程第14 議案第9号
設楽町つぐ診療所医師住宅条例について
- 日程第15 議案第10号
設楽町課設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第11号
設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第12号
設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第13号
設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第14号
設楽町使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第15号
設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第16号
設楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第17号
設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第18号
設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第19号
設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第20号
設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第21号

- 設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 22 号
設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 23 号
設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 29 議案第 24 号
設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 30 議案第 25 号
設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第 31 議案第 26 号
設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について
- 日程第 32 議案第 27 号
設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について
- 日程第 33 議案第 28 号
平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 34 議案第 29 号
平成 25 年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 35 議案第 30 号
平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 36 議案第 31 号
平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 37 議案第 32 号
平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 38 議案第 33 号
平成 25 年度設楽町つく診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 39 議案第 34 号
平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 40 議案第 35 号
平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 41 議案第 36 号
平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 42 議案第 37 号
平成 26 年度設楽町一般会計予算
- 日程第 43 議案第 38 号
平成 26 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 44 議案第 39 号

- 平成 26 年度設楽町介護保険特別会計予算
- 日程第 45 議案第 40 号
平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第 46 議案第 41 号
平成 26 年度設楽町簡易水道等特別会計予算
- 日程第 47 議案第 42 号
平成 26 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 48 議案第 43 号
平成 26 年度設楽町町営バス特別会計予算
- 日程第 49 議案第 44 号
平成 26 年度設楽町つく診療所特別会計予算
- 日程第 50 議案第 45 号
平成 26 年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算
- 日程第 51 議案第 46 号
平成 26 年度設楽町田口財産区特別会計予算
- 日程第 52 議案第 47 号
平成 26 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
- 日程第 53 議案第 48 号
平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
- 日程第 54 議案第 49 号
平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計予算
- 日程第 55 議案第 50 号
平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算

会 議 録

開会 午前 9 時 01 分

議長 おはようございます。春が来たような暖かさが来たと思いましたが、またきょう、大変肌寒く感じる朝を迎えております。本日より本会議が始まるわけですが、健康に留意されて頑張ってくださいと思います。

また、報告でありますけど、去る 2 月 26 日に北設の正副議長会を東三河総局で行いました。その折の話でありますけど、大変な異常な気象で雪害を北設全域がこうむったわけでありますけど、その対応の反省点を踏まえまして、緑と森づくりの補助金を有効に使いましょうということで、主要道路の電線の被害を避けるために間伐または除伐を重点的にしていこうじゃないかというような、山にとっては大変有意義な見解を東三河総局の永田副知事のほうからも提案をしていただきました。よりよい住みよい町をつくるために議長会またそれぞれの議会も中心になって今後もどんどん意見を提言していきたいと思いますので、報告だけさせていただきます。

それでは、定刻になりました。平成 26 年第 1 回設楽町議会定例会（第 1 日）を開会します。ただいまの出席議員は、12 名です。定足数に達していますので、冒頭述べましたとおり初日を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8 伊藤 おはようございます。平成 26 年第 1 回定例会第 1 日の運営について、2 月 21 日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第 1、日程第 2 は、従来どおりです。日程第 3 「諸般の報告」は、議長より報告があります。日程第 4 「行政報告」及び日程第 5 「町長の施政方針説明」は、町長より報告と説明があります。

本日提案の議案は、町長提案 50 件です。日程第 6、議案第 1 号から順次 1 件ごとに上程します。一括上程する議案は、日程第 19、議案第 14 号から、日程第 21、議案第 16 号まで、日程第 23、議案第 18 号から、日程第 24、議案第 19 号まで、日程第 25、議案第 20 号から、日程第 26、議案第 21 号まで、日程第 27、議案第 22 号から、日程第 28、議案第 23 号まで、日程第 33、議案第 28 号から、日程第 41、議案第 36 号まで、日程第 42、議案第 37 号から、日程第 55、議案第 50 号まで、の議案です。

当初予算につきましては、予算特別委員会を設置して、審議することとします。

一般質問は、3 月定例会第 2 日の 3 月 17 日に行います。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を、議題とします。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定によって、11 番土屋浩君及び 1 番金田敏行君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第 2 「会期の決定について」を、議題とします。本定例会の会期は、本日 3 月 4 日から 3 月 25 日までの 22 日間としたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、会期は、本日 3 月 4 日から 3 月 25 日までの 22 日間と決定いたしました。

議長 日程第 3 「諸般の報告」を、行います。議長として、例月出納検査結果、議員派遣について、請願書・要望書についての報告をします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、平成25年11月、12月及び平成26年1月執行分の結果報告が出ております。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いします。

議員派遣について、会議規則第129条第1項のただし書きの規定により、議員派遣を別紙のとおり報告いたします。

請願・要望の取扱いについて、お手元の議事日程にとじ込みで配布してありますとおり、請願書1件、要望書1件を受理しております。議会運営委員会にお諮りした結果、請願書受理番号1は、総務建設委員会付託、要望書受理番号1は、議長預かりと決定しました。以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」及び日程第5「町長の施政方針説明」を、行います。町長から、申し出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。いよいよ3月に入りまして、日々の寒さも少しずつですけれども和らいできているかなと感じるきょうこのごろであります。今年度もあと1ヵ月を残すのみとなりました。議員各位におかれましても年度末のお忙しい中、平成26年3月議会定例会に全員の方々に御参集をいただきましてまことにありがとうございました。また1月6日の新庁舎移転後、2月19日には初の全員協議会を開催いたしまして、また本日は本議場における初の議会定例会となったところでございます。今まで以上の緊張感を持って最初の議会審議に臨んでまいりたいというふうに思っております。

それでは行政報告をさせていただきます。まず、第1点目でございますが、北設広域事務組合の家庭ごみ収集に係る新聞報道についてであります。2月26日の中日新聞で北設広域事務組合の家庭ごみの収集を請け負った業者の契約違反が報道され、設楽町民をはじめ4町村の住民の方々に多大な御心配、御迷惑をおかけいたしまして、管理者といたしましても責任を痛感しているところでございます。具体的には2名態勢での収集作業を1名で実施していた箇所が一部ありまして、仕様書違反に当たると判断をして是正の勧告をするとともに業務態勢の不足分を含めた返還金などのペナルティーを課すことといたしました。2月28日に開催されました組合議会定例会の後の議会懇談会におきまして、今回生じた問題の経過と今後の対応について協議をいたしました。結果、平成26年度以降は事故のないことを入札方針として従来の指名競争入札から一般競争入札に改めるとともに事業者からより詳細な運行予定表を提出してもらう、また毎朝車の台数及び人数を確認したり、月例の工程会議を開催するなど監督業務を強化して適切な業務管理に努めてまいりたいことを決定いたしました。

次に、2月14日の大雪の被害状況等についてであります。2月14日から15日にかけて水分を大量に含んだ近年ではまれな大雪でありまして、津具地内を中心に標高の高い地域において積雪や倒木による国県道及び町道の通行止め、また

電線の断線による数日間の停電、北設情報の光ケーブルや水道の通信ケーブルの断線、そして農業用ビニールハウスの倒壊等、この時期に予想をもしなかった多大な被害状況でありました。この件につきましては、前回の全員協議会の折にも報告はさせていただいたわけではございますが、その後こうした状況を調査し把握した状況といたしまして、役場といたしましてもこれに備え、当初第一次非常配備態勢をしき、被害状況の確認、また速やかな除雪や倒木処理の連絡調整、停電家屋の把握、発電機の貸与等に対応をしまいたところではございますが、その後一部の地区では2月19日の夕方まで5日間の停電になるとか、またさらに農業生産に不可欠な農業用ビニールハウスの倒壊など甚大な被害が生じました。農業用ビニールハウスや農作物については、被害状況がまとめられ、津具、名倉を中心に被災棟数が113棟、1.75ヘクタール、推定被害額は5776万3000円、ハウレンソウ等の農作物の被害は37万円であります。2月24日には農林水産省が今回の豪雪による被災農業者への支援対策を講じることが発表されました。2月26日には北設地区雪害対策会議で被害状況の把握や今後の対策に向けての会議が開催されましたので、今後国の動向を注視しつつ町としての具体的に支援策を検討してまいります。また、道路の除雪に要した費用といたしましては、町道関係のグレーダーの借り上げ料等が約400万円、広域農道は237万7000円あります。主な被害状況は以上であります。今後もこうした非常時がいつ起こるかが想定ができませんけれども、こうした事態に迅速かつ的確な判断、対応が重要でありますので、今回のことを教訓に万全な対応に努めてまいります。

次に、アーリントンハイツ訪問団の来町についてであります。去る2月10日月曜日から14日金曜日までの5日間、トーマス中学校のブライアンケイ校長をはじめとする5名のアーリントンハイツ訪問団が本町を訪れました。町内全小中学校や保育園の訪問をはじめ、田峯歌舞伎や関谷醸造の見学、また茶道の体験、そして町長表敬訪問など短い期間ではありましたが精力的に設楽町の教育状況、文化に触れていただきました。今後も中学生海外派遣事業が円滑に実施できますよう、アーリントンハイツの関係機関との相互理解、連携をより一層密にしてまいります。

本日は、指定管理者の指定1件、町道路線の認定、変更2件、工事請負契約の変更や財産の取得契約の締結3件、公の施設の区域外設置協議1件、条例関係20件、一般会計、特別会計の補正予算9件、一般会計をはじめ26年度当初予算14件を上程させていただきました。慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。なお、豊根村村営バスのつぐ診療所への乗り入れに係る公の施設の区域外設置に関する協議につきましては、最終日に追加上程をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、続きまして、平成26年度施政方針また予算の大綱等につきまして御説明をさせていただきます。この平成26年度設楽町当初予算につきましては先日2月19日に開催された議会全員協議会において、その概要を説明させてい

ただいたところですが、本日、3月定例議会開会初日において平成26年度の一般会計並びに特別会計当初予算案として議案上程をさせていただくに当たり、改めて新年度予算の概要、並びに施政方針について申し述べます。

初めに、私は、昨年10月の町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の温かい御支援を賜り、2期目の町政運営を担うこととなりました。

平成21年10月の町長就任以来、これまでの1期4年間の間、多くの町民の皆様からの御理解、御協力により、ダム関連地域整備振興事業の着実な実施をはじめ、役場新庁舎、子どもセンター、町民図書館の建設、また間伐材運搬費補助制度の確立等による林業活性化への取り組み、子育て支援を充実するための保育料の10%の減額、観光資源の創出として設楽花の山公園の整備など、公約として掲げた事業を進めてまいりました。

また、設楽町総合計画で目指す「森と水の力と人の営みが調和する暮らしと出会いのまち」を実現するため、生活環境の整備、住民生活の安心、安全の確保、福祉施策の充実、定住、若者対策、農業振興など、限られた財源と当町を取り巻くさまざまな環境の変化に適切かつ柔軟に対応し、住民の皆様が実感できる「まちづくり」を推進してまいりました。

また、本年1月6日より役場新庁舎で業務を開始したことに伴い腰を据えて今まで以上に住民サービスの向上や、防災対策などにも取り組むことができるようになるものと考えています。

私は、ただいま申し上げた1期4年の成果と「町づくり」に関する方針を踏まえ、2期目に当たりまして、新たなステップとして「住み安く、元気のあるまち」で皆が潤い、「明るく希望の持てるまち」として設楽町がますます飛躍することを目指し、町民の皆様により約束した「6つの町づくり政策」を着実に進め、あすの町づくりの実現に向かって、引き続き全身全霊を傾けてまいり所存であります。

まず、新年度予算編成に対する基本姿勢についてですが、平成26年度自民党安倍内閣において環太平洋パートナーシップ協定交渉が進められ「最終合意に向け、さらに前進した。」とされましたが、肝心の妥結を見ないまま先送りがされ、今後のTPP交渉の推進力が低下するのではないかと不安含みの状況でもあります。

一方、原発事故に端を発して将来にわたるエネルギー開発への基本計画原案で、原子力規制委員会の新規制基準をクリアした原発の再稼働を進め、将来も一定割合の原発を維持する方針が示されました。今後さらに議論が進められると思いますが、いずれにしましても将来の日本経済に大きな影響が生じる問題であると考えます。

さらに、4月から導入されます消費税率が8%になることにより物価等の価格幅が上昇することになります。このように政治、経済の先行きが厳しい状況下において、当町としても安定した予算計上を図り町民が安心して暮らせる予算として編成することが肝要であり、これらに注視する中で予算編成に臨んだところで

あります。

それでは、「町づくり」の基本となる平成 26 年度予算案について説明申し上げます。まず主な個別施策に対する取り組みを説明する前に概要を申し上げます。

平成 26 年度の当初予算の規模は、一般会計と 13 特別会計を合わせて、約 84 億 8000 万円となり、対前年比 5.2%の減額となりました。

このうち、一般会計は約 55 億 3700 万円となり、昨年度から約 6 億 9500 万円、対前年比で 11.2%の大幅減額となりました。

歳入については、人口減少や少子高齢化に伴い自主財源である町税等の大幅な増加を見込むのは困難であり、厳しい状況にあります。依然として、地方交付税や、地方譲与税による歳入が全体の約 45%を占める状況が続くと考えられます。

予算規模の減額要因は、過去の設楽ダム行政需要費、これは人件費の補償分に係っていたものですが、これに係る国からの補填金約 4 億 500 万円が清算されたことにより減額となり、平成 26 年度には歳入として見込めないこと、設楽ダム建設計画に伴う住居移転をされる方々がほぼ完了することにより、生活再建資金融資事業助成金の支出見込みが減少することが大きな要因であります。

一方、歳出については、4 月 1 日より消費税率のアップに伴う負担増の影響があるものの、昨年度に引き続き、設楽ダム水源地域整備計画に基づき実施する事業をはじめ、定住、子育て対策、住民生活の安全、安心の確保に重点を置き優先的に措置しました。

歳入同様、予算としては大幅な減額となりますが、主な原因が新庁舎建設事業が完了したことによる約 3 億 5000 万円の減額であるところから、住民サービスに直接影響となることにつながるものではありません。

続きまして、個別施策に対する取り組みについて申し上げます。最初に設楽ダム建設に係る関連事業について申し上げます。これに係る予算規模としましては、昨年と同様約 11 億円となっております。

ダムの現況であります。皆さん御承知のとおり、設楽ダムは検証の状態が続いております。そんな中、平成 26 年 1 月 15 日に大村愛知県知事が「建設に向けた報告書案に意見はない」と容認する回答書を国土交通省中部地方整備局に提出されました。今後、国土交通省は有識者会議を開き、その意見を踏まえて対応方針を決定していくと聞いています。

次に 124 世帯の水没世帯の方の移転状況ですが、今年 1 月末で、120 世帯の方が契約済となっております。平成 26 年度中には、全世帯の契約が完了するものと思われます。また、昨年より県道設楽根羽線の工事が始まっており、今後早期に開通できるよう予算増額について国、県へ働きかけをし、全力で取り組んでまいります。

一方、集団移転地の整備状況ですが、西貝津 9 区画は昨年 11 月に分譲を開始し、7 世帯と契約、シウキ 3 区画は今年 3 月、奴田北 3 区画は今年 12 月に分譲予定となっております。町内の移転地の状況ですが、25 年度で集団移転地として残

った西貝津2区画については、町が購入を予定し、若者定住施策の一環として運用してまいります。

町の水源地域対策特別措置法に基づく事業につきましては、広域農道奥三河2期地区の負担金、町道7路線の改良、測量設計及び用地買収、清嶺簡易水道の更新工事、林道1路線の舗装、課題事業として集団移転地の水道管の布設、若者定住促進のための新築住宅補助等に9億7000万円余を予定しております。

水没移転者に対する生活再建資金の交付に1億1000万円、移転地等取得金利子補給事業に400万円、固定資産税額の一部相当額支給事業200万円を計上しています。

それでは、平成26年度の主な取組みについて、設楽町総合計画を踏まえ私が町長選で掲げた公約「6つの町づくり政策」に基づき進めていく重点的な取組みについて御説明申し上げます。

産業振興への取組みについて申し上げます。まず、農業振興につきましては、「設楽町総合計画」には、農業の振興として、生産基盤となる優良農地の確保と有効活用に努め、意欲ある農業経営者へ支援等を講じるとともに、UJIターンによる新規就農者や団塊の世代の退職者による農業担い手育成を図り、魅力ある農業を構築していくと位置づけています。

こうした目標を掲げる中、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題が生じており、この課題の解決に向け、「農地中間管理機構の創設」「経営所得安定対策の見直し」「水田フル活用と米政策の見直し」「日本型直接支払制度の創設」など国の新たな農業・農村政策が始まります。

農家との協働により、まとめた「人・農地プラン」を基礎として地域の中心となる経営体を育成し、農地の集積を図り地域農業の再生を行ってまいります。また、関係機関や関係団体と連携し、将来農林業の担い手となる方の早期定着と経営の安定を図るため、農林業担い手支援住宅や国の青年就農交付金制度の活用などを適用して、必要な支援を行ってまいります。

林業につきましては、平成25年度に引き続き、森林の持つ環境保全機能や水源涵養機能の向上を図るため「森づくり基本条例」「森づくり基本計画」に沿って、「あいち森と緑づくり事業」「水源林対策事業」等に取り組み、水源地域としての責務を果たすことといたします。

平成22年度から間伐材搬出補助事業を実施して間伐材の搬出及び利用の促進を進めておりますが、個人山主による間伐材の搬出、また利用については実施に向けてその実績が伸びないのが現状です。

したがって、林地に切り捨てられた間伐材の有効利用向上につなげるため、ポータブルウインチ・まき割機械を購入し、これらの機械によって多くの方たちに活用していただき活性化を図りたいと考えております。

また、ニホンザルやシカ、イノシシなどの有害鳥獣による農作物の被害が深刻な状態が続いています。このため平成25年度に引き続き、「猟銃免許取得支援事

業」を継続し、特にわな免許などの更新に必要な経費を対象事業として追加し、捕獲作業がしやすい環境をつくり実施してまいります。

町内の中小企業者に対しましては、雇用また物販の活性化につなげるため、引き続き「商工業振興資金」などの借入れをされる事業者に対し、設備資金借入金の利子補給を行い商工業者の資金繰りが円滑化されるよう支援をしてまいります。また、新たに消費税値上げに伴い商品の流通への影響緩和の一環として「プレミアム商品券事業」に対し支援を図り、商工業の振興及び消費の活性化を図ってまいります。

2つ目に観光事業の推進について申し上げます。近年、多くの方々が自然を求めて余暇を楽しみながら里山の風景や溪谷などの風景に魅了され、こうしたものに目を向けてレジャーに訪れる方が多くなってきました。当町もきれいな川や、ハイキングを楽しめる山岳コースなどが存在し、最近ではここを目的地としておみえになる方がふえてきております。

私は、当町の特色である、桜並木や、しだれ桃、アジサイなど地域が育て地域に点在する花木を観光資源として「花のまち・したら」のイメージとして情報発信し、今後さらに多くの方たちに来ていただける環境を整備していきたいと考えています。

こうした中、私の町長1期の中で拠点となる場所としての整備、そして多くの町民の方たちの御協力によって進めることのできた「花の山公園」での花木の植栽が終わり、今後、花が咲きそろう環境をつくるために、維持管理を徹底してまいります。また、訪れた方が安全に活用していただくために遊歩道の法面保護の整備を進めます。

また、本町を代表する観光施設「グリーンパーク」への誘客促進策としましては、他の自治体と利用協定を結び、多くの方たちとの交流の場としてこれを活用し、利用の頻度を高め、施設の有効利用に結びつけてまいります。

さらに、設楽町の北の玄関口にあります、「道の駅アグリステーションなぐら」につきましては、現在、訪れる多くのお客様に安心して利用されているにもかかわらず、トイレ等が狭い状態で不便をおかけしているところでもあります。

そこで手狭となっている既存トイレの拡充を図るため隣接地に新たにトイレ施設の整備を進め、訪れる方に気持ちよく利用していただけるよう努めてまいります。

こうした整備とあわせ、今年度から新たにこの施設を中心として「道の駅アグリステーションなぐら防災拠点整備計画」を立て、地域防災拠点として施設エリアの拡大を図り、有事に備えて対応できる施設充実と既存施設整備に力を入れてまいります。

当町の存在を高め、多くの方々に知っていただくためのイメージ向上につなげるために昨年作成したマスコットキャラクター「とましーなちゃん」をフルに活用しPR活動に力を入れ、観光大使、設楽アドバイザーの力も借りる中で広く設

楽町を売り出してまいります。

また、新たな観光資源としても位置づけていくこととしている清崎地区に建設予定の「歴史民俗資料館」これは仮称ではございますが、これの敷地造成を進め、あわせて建物の基本設計を策定します。設楽町の重要な財産を保護し、あわせて管理するとともに、設楽町の観光の拠点として町内外の多くの方々に利用していただけるよう整備をしてまいります。

3つ目は、地域医療と健康維持強化について申し上げます。全国的に高齢化が進展する中、本町においても65歳以上の高齢化率は44%と極めて高く、こうした中ひとり暮らしの高齢者や認知症など介護を必要とする高齢者も年々増加しています。

このような状況を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる町づくりのために、民生委員、自治行政区、各種ボランティア団体、医師会などの関係機関との地域ネットワークづくりに取り組むとともに、認知症の人や、その家族の見守り支援を地域包括支援センターを中心として進めてまいります。

さらに、元気な高齢者が介護を必要としている高齢者を支援する介護サポーターの育成に取り組んでまいります。

高齢者の生きがいづくりと、就労につきましても、引き続き、シルバー人材センターの運営を支援してまいります。

また、介護サービスが適正に提供されているかを検証するため、利用者への給付費通知やケアプランチェックを実施し、適切なサービスの提供を行い、高齢者の自立した生活の支援を推進してまいります。

地域包括ケアの拠点となる地域包括支援センターについては、センターの機能強化を進め、高齢者の権利擁護や虐待などへの適切な支援が継続的かつ包括的に提供されるよう、各種制度の普及・啓発を図ってまいります。

次に、子育て家庭を支える仕組みを充実するため子育て支援について、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その策定のためのニーズ調査を実施したところであり、今後この結果を踏まえる中で実態を把握し計画策定を進めてまいります。

また、平成25年度において、新たに建設した子どもセンターの機能を活用し、子育て支援の強化を図ってまいります。

次に、住民の健やかな暮らしを支援するために健康づくり事業につきましては、世代を問わず健康づくりに取り組める方法としてロコモグループ体操への支援、普及・啓発に努め、さらに、一人一人の健康づくりの取り組みにもつなげ、支え合いながら継続できる支援システムを検討し、これに取り組んでまいります。

また、地域医療が安心して受けられるよう医師会との連絡等を密にし、医療業務の継続また医療活動への支援等を検討するとともに、つぐ診療所の医師派遣制度の継続に努め、常駐医師確保について広く募集を行い確保に向けて努めてまいります。

4つ目は、道路・河川の整備について申し上げます。当町の国道、県道の体系は一般国道 257 号、420 号、473 号と主要地方道 4 路線並びに一般県道 10 路線が都市地域及び近隣市町村、また町内の集落とつなぎ地域住民の生活に大きな役割を担っています。さらに近年新東名高速道路、三遠南信道路等の整備が進められている中、当町としてもこれへのアクセスする道路について整備改良が早急に必要となっているところであります。

こうした主要幹線道路や町道等の生活道路の整備については、設楽ダムを受け入れ時に約束されたダム関連事業として整備方針が立てられ、現在これに基づいて着々と進められているところであり、現在、国道整備や、昨年着工となった県道設楽根羽線をはじめとする各路線の改良整備が行われています。

将来のこの地域の生活水準の向上、また地域が発展していくためには道路の整備は必要不可欠であり、早期に整備がされることが求められています。

したがって、これを早期に実現するため、国、県に働きかけをし、早期完成に向け努力してまいります。

また、既存の町道についても、引き続き適切な維持管理に努めるとともに、老朽化また風雪など自然環境による浸食、道路舗装の陥没、トンネル天井等の剥離など、こうしたことが起因する事故防止に対応するための点検等に力を注ぎ、安心して交通できる体制を強化してまいります。

河川の整備につきましては、河川内に堆積している土砂等障害物の除去を進め、安定した水の流れを確保し、正常な河川維持に努めてまいります。

5つ目の若者定住対策・子育て支援の充実についてです。近年当町の大きな課題として、年々減少している若い世代の方たちにこの町で暮らし続けるため、魅力を感じ、この町へ定着することができ、将来に希望の持てる環境を整備していく町づくりが必要となっています。

設楽町の立地環境は比較的近在の都市部に近く、生活圏がこうした都市地域が身近にあります。将来はこうした環境を地の利と捉え、生活圏の拡大を図り、若い方たちがここで生活する環境として子育ては教育施設や医療への支援体制が充実している設楽町で子育てに専念できること、また職場を選定するには近郊都市部へ通勤が比較的容易であること、こうした状況の中で生活を営むことができる体制をつくることが重要と考えます。これの充実を図るため、宅地分譲事業を継続するとともに、杉平向住宅の建設に着手いたします。

また、安心して子育てや、教育に取り組んでいただくように、子供医療費の高校生まで無料化、放課後児童クラブの運営、妊産婦支援事業などの支援についても継続して取り組んでまいります。

また、平成 27 年度に向けて建てかえを予定しています、名倉保育園に係る設計業務を進めてまいります。

さらに、教育の充実を図るため、町内小中学校全校を対象として、児童、生徒のパソコンを更新し、将来の I T 化に向けた学習用のタブレットを利用できる環

境を整備します。

こうした事業に力を入れ、将来の若い世代の方たちからも設楽町の魅力として受けとめていただける環境整備を進めてまいります。

最後に6つ目の生活環境の整備と福祉の充実について申し上げます。当町において生活のもととなる生活用水の確保については、水道事業の普及が進み、水道加入率が98%、また未普及地域においても各家庭ごとに井戸による整備が進み、あわせて100%となり全世帯で安全な水を確保することができました。

一方、生活排水の処理状況は、名倉、津具地区においては農業集落排水事業の普及によりほぼ全戸での利用が進んでいます。残りの地区においては、個々において、一部の方が合併処理浄化槽や一般浄化槽が設置されていますが、統一的な施設による整備がなされていません。特に町の中心部にある田口地区については多くの住民が暮らしている地区にもかかわらず未整備の状態であり、今後こうした状況改善が必要になっている状態です。町の中心地でもあり、快適な生活環境の確保と、河川等の水質保全を図っていくことは水源地域でもある設楽町の責務でもあり、そのための対策に積極的に取り組む必要があります。

従来から計画を立てる中において、今年度、田口地区下水道施設整備事業として、事業計画の作成、最終処理施設の調査を進め、関係地区住民の方々に説明会を実施し、建設に向けて作業を進めてまいります。また、計画区域外の方たちについては、合併処理浄化槽の設置計画を立て、これの事業推進に努めてまいります。

次に、福祉施設の充実について、今、日本では高齢化社会に入り、住民の多くの方々の高齢化が進み、こうした社会状況の中にあって日常生活における移動手段の確保が必要不可欠となっています。当町としても、公共交通となる町営バスの運行「おでかけ北設」の充実を図るとともに、特にバスでの移動が困難となる方への移動サービスとして福祉タクシーの運用を進め、さらに外出支援サービスの利用対象地区の拡大に努めてまいります。

また、近年、高齢化が進むことで、介護や認知症になる割合が増加傾向にあり、サービスを受ける方がふえている状況となっています。しかし、こうした方々が施設利用を希望されるにもかかわらず、利用施設が少ないため、待機者がふえている状況にあります。

こうした方たちのニーズに応え介護サービスが受けられる施設の充実を図るため、地域で業務として取り組む意欲のある方たちと協議を重ね、これらの対応に取り組んでまいります。

以上、私の所信の一端を申し述べさせていただきましたが、詳しい内容等につきましては、各会計別予算案の中で説明をさせていただきます。

最初にも申し上げましたが、平成26年度予算は新たなステップとして、「住みやすく、元気のあるまち」で皆が潤い、「明るく希望の持てるまち」として設楽町がますます飛躍することを目指し動き出す年度となります。

また、計画期間が、2007年度から2016年度である設楽町総合計画の仕上げ段階へ進むこと、再来年を迎える合併10周年という区切りを見据え、さらに10年先の設楽町の将来像をイメージし、具体化していかなければなりません。

最後になりますが、自主財源の確保など設楽町を取り巻く環境は厳しいものがあり、東海、東南海地震をはじめとする自然災害に対する防災、減災機能の強化や、施設の老朽化対策など新たな課題などへの対応や、子育て世代、障害のある方、高齢者の方への福祉の充実など待ったなしの施策に全職員が一丸となって正面から向き合っていく所存です。

次の設楽町の将来像を描き、「安心して生活できるまちづくり」は、町議会の皆様をはじめ、町民の方々の御理解と御協力をいただければ不可能と考えるところであります。

ぜひ、皆さんとともにこの美しいふるさと設楽町を次世代へ引き継いでいくため、新たな決意と覚悟をもって全力で取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いするものであります。

以上で平成26年度の町政に臨む私の施政方針と当初予算の概要についての説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上で、町長の「行政報告」、「施政方針説明」を終わります。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時10分まで休憩といたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時10分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第6、議案第1号「指定管理者の指定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第1号の説明をさせていただきます。議案第1号「指定管理者の指定について」、次のとおり、設楽町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決求める。

公の施設の名称、設楽町コミュニティプラザ。指定管理者となる団体の名称、設楽町商工会。指定管理者となる団体の住所、設楽町田口字上原2番地6。指定期間、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3カ年でございます。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

今まで設楽町のコミュニティプラザにつきましては、設楽町の商工会が指定管理をしていただいております。引き続き、設楽町の商工会に指定管理をお願いするものでございます。

1枚はねていただきますと、参考資料としまして設楽町の商工会の概要について記載がございますので参考にいただければと思います。よろしくお願いし

ます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

2 金田 質問します。コミュニティプラザの設置の目的、コミュニティプラザ施設の目的と参考資料4の主な事業のところですが、商工関係の方に対する事業はもちろんいいんですけれども、一番下の青年助成対策事業が少しは地域コミュニティにかかわることかなとは思いますが、高齢者の多いこの地域ですが、コミュニティ活動とかコミュニティにかかわることでの事業はないのですか。

企画課長 申しわけございません。質問の意図が酌み取れませんでした。もう一度お願いします。

2 金田 コミュニティプラザをなぜつくったのか、設置の目的に照らして、コミュニティプラザということなので町民、市民が集い合うところというイメージを持つわけですが、設置の目的はどういうものだったのか、その目的に合わせてこの主な事業が対応しているのかどうか、ということです。商工関係の方が集うことについては当然コミュニティの中のことなのでいいのですが、それ以外の方々が集うという活動するというようなことについてはどのように考えているのですか。その事業はありますか、ということです。

企画課長 コミュニティプラザの設置目的と商工会の主な事業が合致するかどうかという話だと思うのですが、商工会の事業とは全く関係なくて、指定管理をしておるわけで、施設の適正な管理と利用を促すということ、さらにあそこには豊鉄の観光サービスですとかありまして、観光客の説明だとか誘致だとかについては商店街の活性化につながるものとして考えております。

2 金田 ちょっと間違えました。参考資料は商工会の事業なんですね。ではもとに戻して、今コミュニティプラザを町でつくった目的、指定管理はどなたがされてもいいんですけれども、きちんとやってくだされればそれで十分なんですけれども、コミュニティプラザをつくって私たちはコミュニティプラザっていうと一般町民、市民も利用する施設というふうに思っているのですが、その点についての利用とかコミュニティ向けの事業とかはありませんか。

企画課長 申しわけございません。今の間が指定管理とどういう関係が、ちょっと答弁に困るんですが、どういった意味、すみません、もう一回お願いします。

2 金田 説明が下手くそですみません。では、分解して聞きます。コミュニティプラザをつくってある目的はなんですか。

企画課長 名前のおりコミュニティプラザでありますので、一般町民のコミュニティ醸成のためというのと、もともとは設楽町の玄関口ということで、ふさわしい施設ということで、いろいろそのときに検討されてコミュニティ、補助金の関係なんかもいろいろあったと思いますけれども、コミュニティプラザとして整備されたものだとして認識しております。

(「2番金田文子」と呼ぶ者あり)

議長 金田文子君の質問は3問過ぎました。ほかにございませんか。

4夏目 ここの中には記載はございませんが、指定管理料はたしか予算書を見てみますと、企画総務費の中で37万7000円ほど書いてございませんが、参考のためにこれは昨年と大体同額でしょうか、その辺だけをお聞きします。

企画課長 昨年度当初予算には36万6000円となっております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第1号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第1号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第7、議案第2号「町道路線の認定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第2号「町道路線の認定について」、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を認定したいので議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

認定路線につきましては、広域農道の奥三河線でございます。起点が津具字名倉道11番地1、終点が東納庫字大桑109番でございます。今まで広域農道として設楽町が管理してきましたけども、これにつきまして町道として管理をしていきたいという内容でございます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第2号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第8、議案第3号「町道路線の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第3号の説明をいたします。議案第3号「町道路線の変更について」、道路法第10条第3項の規定に基づき、町道路線の変更をしたいので議会の議決を求める。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

変更路線としまして、谷合知生線、起点は八橋谷合1-3、終点が変わりまして八橋字東知生15-4、これが八橋字タキノ入1-78に変更をいたすものでご

ございます。それから上塩津線、起点は清崎字早稲田1—2、終点が変わります。清崎字上塩津18—4が清崎字後田4—1に変更をいたします。栗島田峯海老線、起点は三都橋字仲屋切2—9、終点が変わります。三都橋字栃島34—1から田峯字アマンタハ6—1でございます。

説明といたしましては、県道坂宇場津具設楽線まで終点を延長しまして、町道として管理いたします。谷合知生線でございます。それから上塩津線につきましては、県道和市清崎線まで終点を延長し、町道として管理するためでございます。栗島田峯海老線につきましては、町道田峯東区田内線まで終点を延長し、町道として管理するためでございます。参考資料としまして位置図を添付させていただいております。詳細につきましては担当課長のほうから説明をいたします。

建設課長 それでは町道の変更につきまして、お願いをさせていただきたいと思えます。1枚めくっていただきまして、位置図がついていると思えます。谷合知生線でございます。現在、県道設楽根羽線付近から青色で着色してある現道部分を改良工事を行っております。その先線となります林道滝の入線3メートル区間を町道として改良することによりまして、北設広域事務組合のパッカー車の運行や田口区から中田クリーンセンターへ行く一番の近道になるなど利用価値が高いものとなることから、町道路線の変更を行いたいと思えます。

1枚めくっていただきまして上塩津線の位置図がつけてあります。昨年、県道和市清崎線の清崎斎苑から塩津温泉の間で路肩の崩落がありまして、半年以上通行止めとなっております。塩津の方々は清崎回りで田口に出てくるなどかなり大回りをしていただいて御不便をかけておりました。今後和市清崎線の改良工事が斎苑から塩津に向かって行われ、かなり長期間において通行止めが予想されます。作業道社坂線を町道として認定しまして、舗装を整備することにより県道としての迂回力の役目を果たすことができるものとするため、町道路線の変更をしたいと考えております。

右側のページ、栗島田峯海老線でございます。林道田峯線につきましては、三都橋地区、栗島地区と田峯区の集落間を結ぶ重要路線でありまして、整備等も完了していますことから今回町道路線の変更を行いたいというふうに考えております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第3号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 交通止めの回避ですとか、町として重要道路を結ぶというような説明をしましたがけれども、いずれもこの3線は、既設の町道に林道を編入するものであります。これは地元の要望があったかどうかをまずお聞きしたいと思えます。

それから次に、林道として整備すると、地元負担金というものが発生しますよね。それで、それを避ける意味もあるのかなという感じはするんですが、確認したいんですが、今回のように町道として整備すれば地元負担金はもちろん発生しないんですよね、確認したいと思えます。

それから、林道を既設町道に編入するに当たりまして、その必要性、今一旦は述べていただきましたけれども、特に栗島田峯海老線につきましては、どのように検討して今の結論に至っているのかとお知らせいただきたいと思えます。

それから、3路線の整備予定をお知らせいただきたい。以上であります。

建設課長 まず1点目の地元の要望につきましてですけれども、社坂線につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたように、かなりの長い間通行止め等があったのでなんとか町道として認定して整備をしていただけないかというものがありません。

あとの2路線につきましては、栗島田峯海老線につきましては整備が終わっておると、重要な路線でありますので町の判断で滝の入線とあわせて認定をするような形にさせていただいております。

それから林道につきましては地元負担金があると、町道につきましては今までどおり地元負担金はいらぬという形になっております。

整備予定につきましては、上塩津線につきましては来年度から少し舗装をやりたいなというふうに思っております。それから谷合知生線につきましては、現在現道を拡幅をしております。それが終わりましたら、少しずつ先ほど言いましたように3メートル区間の改良をやっていけたらなというふうに考えております。栗島田峯海老線につきましては、先ほども何回も言ってますけれども、改良が終わってますので特に整備予定はございません。

10 田中 町が全体の行政を見渡して、町のほうがこの町道整備は林道も編入して1路線として整備したほうがいいという、専ら町の判断で進める道路変更、路線の変更はそれは結構なんです、往々にしてですよ、地元の要望が強くて町がそれを受け入れるという場合もありますよね。そういう場合があると思うんですが、林道として整備された後、町に移管して町道として認定するということですね。いきなり今回のように編入して町道として整備すると、その2つの場合、どちらに町政上のメリットはあるというふうにお考えかということをお聞きしたいんです。

もう1点は、特に地元が要望を出しているものがあれば、その文書等はぜひ議会にも資料として提出をしていただきたいというふうに思えます。できれば、地元の都合でこういう林道を編入する場合は、事前にやっぱり議会にも陳情などをしていただきたいなというふうに思っておりますが、その点について執行部も考えはどうなのか。2点お聞きをしたいと思えます。

建設課長 整備の方法につきましては、一概にどちらがメリットがあるかとかそういう部分と言えないというふうには思いますが、ただ、林道だけではなくて、農道として県の補助金をもらったりなんかして整備するほうが、町道だとなかなか補助金をいただいて整備する路線が決まっていますので難しい部分がありますので、どちらかというところ、そういう林道、農道で整備をした後、整備が終わってから町道として管理するほうが交付税の算入がありますのでメリットがあるのでは

はないかなというふうに思っております。

2点目の要望等につきましては、今のところ、先ほど言ったように執行部のほうの考えでこの路線は重要路線だし後ほどの活用もあるということで今回議案として提出をさせていただいておりますけども、地元等の要望も出てきた場合は、認定する場合につきましては議会のほうにもお知らせするような形にさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議長 ほかにございませんか。

9 熊谷 今田中議員の言っていることに対して反論するわけではないですが、これは地元のはっきり要望があったんです。やはり要望するにもタイミングというものがあるって、要望書は出してないが口頭では再三お話をした経緯があったということで御理解を、地元の要望でございますので。ありがとうございます。これ言わないとね。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第3号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第9、議案第4号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第4号について説明をさせていただきます。「工事請負契約の変更について」でございます。平成25年9月18日に議会の議決を得ました、名倉・津具簡易水道配水管更新工事、井口地区でございますけども、これの契約の一部を変更したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的については変更ございません。契約の方法も変更ございません。契約金額を9450万であったものが9960万9300円に変更をするものでございます。契約の相手方については変更がございません。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

裏面、1枚はねていただきますと、参考資料としまして契約内容の変更の内容が書かれております。変更の内容につきまして、工事の安全施工に伴う交通保安員の増加。それから、県道部分の舗装復旧面積の増加。県道舗装部分のアスファルト、コンクリート殻の処理の増加という理由によりまして契約金額を変更させていただくものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第4号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第4号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第4号は、可決されました。

議長 日程第10、議案第5号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第5号について説明をさせていただきます。「工事請負契約の変更について」でございます。これにつきましても、平成25年9月18日に議会の議決を得ました、名倉・津具簡易水道配水管更新工事、油戸地区でございます。この契約の一部を変更したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、契約の方法、契約の相手方につきましては変更ございません。契約金額が5103万円から5178万4950円に変更させていただくものでございます。

平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

1枚はねていただきますと、参考資料が添付してございます。変更の内容でございますけれども、工事の安全施工に伴う交通保安員の増加。既設管撤去の減少及びそれに伴う土工費、舗装復旧費の減少による変更をいたしたいと思っております。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第5号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第5号は、可決されました。

議長 日程第11、議案第6号「財産の取得契約の締結について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第6号の説明をいたします。「財産の取得契約の締結について」でござ

います。次のとおり財産の取得契約を締結したいので、設楽町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的としましては、防災備品、災害用トイレほかの購入でございます。契約の方法は指名競争入札。契約の金額は1081万5000円です。契約の相手方は豊橋市西羽田町5番地、山佐産工株式会社代表取締役柘植学でございます。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

これにつきましては、入札によりまして落札者が決定されましたので、現在仮契約を締結しております。議会に議決を得まして本契約といたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

1枚はねていただきますと、防災備品の購入事業の概要、それからその裏に指名競争入札の執行調書の写しを添付してございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第6号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありますか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第6号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願ひます。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第6号は、可決されました。

議長 日程第12、議案第7号「公の施設の区域外設置に関する協議について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第7号「公の施設の区域外設置に関する協議について」でございます。地方自治法第244条の3第1項の規定によりまして公の施設を区域外に設置することについて、次のとおり北設楽郡東栄町と協議したいので、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

公の施設の名称につきましては設楽町営バス東栄設楽線東栄小学校前停留所、これを追加するものでございます。設置の場所は北設楽郡東栄町大字本郷字上桜平28番地1。設置の目的につきましては、地域住民の輸送の確保を図り、福祉の向上に資するため、施設の一部を北設楽郡東栄町の区域に設置し、その利便を図ることとでございます。住民の使用関係につきましては、東栄町住民の当該公施設の使用につきましては設楽町住民と同様とするということとでございます。経費の負担につきましては、北設楽郡地域交通活性化協議会において定めることとな

っております。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第7号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第7号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第7号は、可決されました。

議長 日程第13、議案第8号「設楽町農林業担い手支援住宅条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第8号「設楽町農林業担い手支援住宅条例について」でございます。設楽町農林業担い手支援住宅条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

農林業の担い手支援住宅として3棟、改修、建設をいたしましたので、その住宅の条例を規定をするものでございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

産業課長 先日の議会全員協議会におきまして、設楽町農林業担い手支援住宅の名称、所在地、住宅施設の機能、家賃、敷金、入居資格、入居期間など概要を説明をさせていただきました。この条例は、農林業担い手の育成と確保を図り、農林業の振興を図るために設置します農林業担い手支援住宅の管理に関して必要な事項を規定しております。

3条は入居者の資格を規定しております。第4条、第5条は入居者の申し込みや入居の手続きを規定しております。続きまして第6条は、住宅の使用期間を規定しております。第7条、第8条は同居に関することを規定しております。第9条から第10条、第11条、第12条につきましては、家賃に関することを規定しております。続きまして第13条、第14条は、敷金に関することを規定しております。続きまして第15条、第16条は、町と入居者の費用負担に関すること。続きまして第17条、第18条、第19条は、入居者の保管義務、入居者の届出義務、入居者の禁止事項などを規定しております。第20条、第21条には住宅の明け渡しに関することを規定しております。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第8号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第8号を総務建設委員会に付託することに御異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第8号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第14、議案第9号「設楽町つぐ診療所医師住宅条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第9号「設楽町つぐ診療所医師住宅条例について」設楽町つぐ診療所医師住宅条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。新たに診療所の住宅を建設いたしましたのでこの住宅について設置等の条例の提出をさせていただきます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

議長 ちょっと発言を止めていただいて、1番のランプと松井住民課長のランプが一緒につきますので、ちょっと調整しますので暫時休憩といたします。

[マイク調整]

議長 マイクを取りかえましたので続行します。

住民課長 大変失礼をいたしました。設楽町つぐ診療所の条例ということでよろしくお願いをいたします。全員協議会で御説明をさせていただきましたけど、さらに詳しくということでございますのでよろしくお願いをいたします。

第1条としまして趣旨でございますけど、このつぐ診療所の医師住宅におけます管理とか運営に関しまして必要な事項を定めていくものでございます。第2条は名称と位置を示してあります。第3条、4条、それから5条につきましては、入居関係の手続きとか資格、いろいろのさまざまなことをここに書かせていただきましたけど、3条の入居資格につきましてはつぐ診療所に勤務する医師、それから前号の医師と生計を一にしている者ということで親族等が該当になると思っております。第3項で常勤医師を優先としますが、常勤医師がいない場合には派遣医師でも希望があれば入居できるものということでございますのでよろしくお願いをいたします。後の第6条につきましては家賃でございますが、月額1万円ということでございます。1万円につきましてはの根拠でございますけど、この分につきましては近傍同種というようなことでございまして、新城市民病院の医師住宅と東栄病院の医師住宅がこの年の4月から8,000円になるということでありまして、つぐ診療所につきましては新築ということでございまして、少しプラスしてもいいのかなということで1万円とさせていただきます。家賃の納付でございますけども、ここに書いてあるとおりでございます。入居者の費用負担ということで入居負担ということでございますけど、大きなものにつきましては町でしていかなければならないということで、自己負担につきましてはライフライン的なもの、自己負担に相当するようなものにつきましては第2項から6項にまで書かさせてもらいましたけど、費用を自己負担ということにさせていただきます。

きました。9条、10条は転貸とか増築とかそういうことはしてはいけませんと禁止の条例を出ささせていただきました。第11条の退去でございますけど、13条につきまして退去から明け渡しの請求までを書かせていただきました。退去していくには修繕とかいろいろございまして、立ち入り検査を町のほうからさせていただくということでございます。申し遅れましたけど、先ほどのことと言いますと、1万円ということでございますけど、やっぱり医師を招聘するということであることと鑑みますと、この低料金としたといういきさつもでございます。以上でございますが、よろしくお願ひします。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第9号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第9号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第9号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第15、議案第10号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第10号「設楽町課設置条例の一部を改正する条例について」、設楽町課設置条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。機構改革に伴いまして、課の名称を変更するために改正するものでございます。

1枚はねていただきますと、条文が載っております。第1条第3号を次のように改める。(3)としまして財政課と書かれております。もう1枚はねていただきますと、新旧対照表がございまして、右のほうは改正前でございます、左が改正後でございます。(3)の旧の税務課を総務課にありました財政係と税務の関係を合わせまして、財政課という形の課に衣がえをいたしたいと思ひます。この条例につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第10号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第10号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第10号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 16、議案第 11 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 11 号「設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。設楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。機構改革によりまして、新たに課内室を設置するために給与条例の一部を改正するものでございます。

1 枚はねていただきますと、その内容が出ております。別表第 5 の 1 の表 5 級の項、職務の内容の欄中「課（室）長補佐」の前に「室長」を加えるというものでございます。この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

1 枚はねていただきますと、条例の新旧対照表がございまして、右手のほうは改正前、左手が改正後でございます。その 5 級のところを見ていただきますと、今まで、5 級のところを読ませさせていただきますと、高度の知識又は経験を必要とする課（室）長補佐及び所長補佐の職務とありますけれども、そこを高度の知識又は経験を必要とする室長、課（室）長補佐及び所長補佐の職務という形で、今度設置いたします、まだ仮称でございますけれども、消防防災室、それからまちづくり推進室につきましては課内の室ということで 5 級対応の室長が対応するという形をとりたいと思います。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 11 号の質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 内容とか意図については説明を全員協議会でしていただきましたのでよく了解しています。ただ、この条例の表記上、5 級と 6 級のところの室長の違いがとてわかりにくいな、前、田中議員からも指摘があった点ですが、表記上すごくやっぱり紛らわしいなって思うのですが、その点についていかがですか。

総務課長 確かに室長という形で両方にまたがりますので、曖昧な点を受けとめられますが、給与を明確にするということがありますので、従来の 6 級の課長級の室長と 5 級の課長補佐級の室長を給与上で明確に規定するため、今回 5 級に室長を加えたものであります。

議長 ほかにございせんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 11 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 11 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 17、議案第 12 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 12 号「設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。嘱託員といたしまして、新たに窓口事務員、介護認定審査員の職種を設けるためにこの条例を改正するものでございます。

1 枚はねていただきますと、別表中とあります。別表中、窓口センター事務員、国民健康保険事務員、13 万 6,000 円以内とこういう表記でございますけども、この窓口事務員と介護認定調査員を追加するためにこの表を変えまして、窓口センター事務員、窓口事務員、国民健康保険事務員、介護認定調査員、それぞれ 13 万 6,000 円以内という形に変更をさせていただきたいと思っております。この条例につきましても、平成 26 年 4 月 1 日から施行するという内容でございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 12 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 この窓口事務員と介護認定審査員でありますけども、たぶんこれ若いとか労働の現役世代がやる仕事だと思いますが、業務内容、勤務体系、どうなってますか。お尋ねをします。

総務課長 業務内容ですけど、窓口事務員については町民課窓口で住民票の交付、それから印鑑登録等の事務を行います。介護認定調査員は介護認定申請が出ましたお宅を訪問して、所定の調査を行って記録をまとめ、北設広域事務組合で行われてます審査会のほうへその記録を送付して認定を最終的に決定されるものです。身分は嘱託員ですので、勤務時間週 29 時間として報酬で支払います。

10 田中 勤務時間は正職員と若干異なるんですけども、業務としましては正職員と同じような業務を多分やると思うんですね。私ですね、この方たちは正職員として雇えないのかというふうに思うんです。今景気回復には要するに賃金が上がるということと、非正規がなくなっていくということだとかこういうふうに言われておりますけども、社会問題になっているという中で、自治体がこのように非正規職員をふやしていいものかというふうに思います。ぜひこれは検討いただいて、正職員として雇って、窓口も他の職員と同じように同じ勤務体系で仕事してもらおうというのがいいのではないかというふうに思いますけども、町のお考えはどうでしょうか。

総務課長 介護認定調査員は、新規の申請は自治体が行うということになってます。それで、正職員が介護認定調査を専門職で行う場合は極端に申しますと、人事異動がかけられない。その方が変わってしまいますと、次の人がいないものですから、それで研修を受けて資格を取ってからでないとい認定調査ができません。したがって

まして、人事異動を円滑に行っていく中で介護認定調査が停滞することなく継続的に行うためにその分野での専門性を生かして新たに嘱託員として採用することを考えたものであります。窓口については、今現在3名の窓口の職員がいます。この嘱託員を採用して他の職員をそれぞれ集中的に事務に従事しなければならない部署への異動とか繁忙のある課のほうの職員として異動するとかいう形で職員全体の数を抑えつつ、その業務を専門的に行っていただくために嘱託員として今回採用するものであります。

10 田中 今の総務課長のお答えですけれども、私は若い職員がこういう嘱託員という不安定な身分で仕事をしてくると、しかし業務内容は業務によっては正職員と変わらないようなことをやっていると、私議員になりたてのころは、言うてはいかんですが暇そうにしている職員の方がおりました。私、そういうことは今は行革の中で本当にみんなコマネズミのように仕事をしないといけないと現にそういうふうに入れておられると思うんです。しかし、昔ののどかな職員態勢もそんなに悪いものではなかったなというふうに思います。多少、いいじゃないですか、定数計画はあるけども、そういうふうにぜひ、これ放置していくと私はどンドンどンドン役場が非正規職員をふやしていくと、パートや臨時職員やこの嘱託をふやしていくという、言えは今の社会問題になっている中での情勢に対して逆行するような形にもなります。お考えを変えていただくわけにはいかないですか。

副町長 今非正規の社員、それが非常にふえてきていると、その若年層に偏っているというようなものが大きな社会問題になっているのは承知しております。役場としましても、大きな雇用の場所でするのでなるべく正規の職員を雇っていきたいというようなことを考えております。また今ちょうど40代、50代の職員が非常に多くて20代、30代の職員が非常に少ないというような頭でっかちの職員構成になっておりますので、その辺も踏まえて検討する必要があると思っております。ただ、合併して147人でしたっけ、の職員をずっと削ってきた結果、そういう20代、30代の職員が少なくなってきたということがございます。ただし、皆さん十分御承知のことかと思いたすけども、合併から10年した平成27年に交付税の算定替えの見直しが5カ年で始まってまいります。これからまたいろんな介護の需要、いろんな行政需要がふえていく中でそうした経費も増してまいります。それらも見合いながら職員構成も考えていかなければならないということは痛感しております。ただ非正規の職員をふやしていくということはかなり問題ではございますけども、定例的な仕事とか時間内で終わってしまう仕事につきましてはそういう方々も採用しながら余った労力というか、そういうもの考える部署とかそういう役場のこれからの政策的な問題とか重要な課題に振り向けていくようなことも考えていかなければならないと思っております。今回定例的という窓口業務とか専門的な介護認定調査員みたいなものにつきましては、嘱託員を採用するような形で経費を抑えながらまた役場の運営もうまくやっていきたいというようなことで提案をさせていただきます。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 12 号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 12 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 18、議案第 13 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関
する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案
理由の説明を求めます。

副町長 議案第 13 号「設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例
の一部を改正する条例について」、設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支
給に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により
別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。消防団を
中核といたしました地域防災力の充実強化に関する法律の施行によりまして、消
防団員の処遇改善のため退職報奨金の支払額を引き上げるための改正でござい
ます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 議案を今副町長のほうから説明されましたけど、条例の改正の内容につい
ては別表をそっくり改正するものであります。設楽町の場合は、県、国等の規定
にない 1 年以上 2 年未満から 4 年以上 5 年未満の区分も設けてあります。今回の
改正においてはそれぞれの年数の区分の中で一律的に 5 万円上げるものと、もう
一点が最低の支給額を従来から上げまして 20 万円、見ていただきますと、基本
団員の 5 年以上 6 年未満が 20 万円ということで最低の額も引き上げて規定して
います。なお、経過措置としましては施行日が 4 月 1 日でございますので、それ
以前に退職された方はなお従前の例ということで今までの規定の退職報奨金の
額で、4 月 1 日以降の退団した方に適用されます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 13 号の質疑を行います。質疑はあり
ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 13 号を総務建設委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 13 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 19、議案第 14 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」
から日程第 21、議案第 16 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」

までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 14 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」、設楽町使用料条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 15 号「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について」、設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

議案第 16 号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」、設楽町手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

この 3 条例につきましては、消費税の改正によりまして、それぞれ 5 % から 8 % に消費税が上がりますので、それに対応する使用料あるいは手数料を改正するための条例改正でございます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

総務課長 それでは、議案第 14 号の設楽町使用料条例の一部を改正する条例についてであります。別表第 1 を全文的に改正する内容であります。今回のこの消費税の率の 5 % から 8 % への移行に関しましては、国のほうが基本的な考え方を自治体のほうに示してまして、その考え方は、公の施設の使用料は消費者が最終的な負担者となることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう所要の措置を講じるというのが国のほうの基本的な考え方でありまして、それを受けまして、今回町のほうで全面的に見直しをしました。その基本的に額を定める根拠としましては、まず 1 点目が改正前の使用料から 5 % の消費税抜きの額を想定しまして、その額に 8 % を乗じて円単位を四捨五入したものであります。例えば、530 円の使用料があります。530 円ですと 5 % の部分を計算しますと、当初 500 円に 5 % を乗じて 525 円、それを四捨五入して 530 円と規定していました。今回この 530 円を 1.05 で割って 1.08 をかけてしまいますと、そこでさらに上がることとなりますので、まず 500 円を基礎にして 8 % を乗じて 540 円としたものであります。このような試算で全てを当たっていきましたが、結果的には 150 円以下のものについてはこの計算式に基づいて四捨五入しても額は変わらないということで据え置いています。またふれあい広場やつぐグリーンプラザのプール、トレーニングルームの回数券及び定期券については 10 円単位を四捨五入しまして 100 円単位としています。この次に、平成 27 年の 10 月にはさらに 10 % への消費税率が引き上げが予想されていますので、今回の改正額に対して同様の考え方でもって 8 % でまず割り返して、所定の額を想定の額をつくってそれに 10 % 乗じるという形で考えていきたいと思っております。この 8 % で引き上げたものを基礎に計算しますと 10 円さらに上がることとなりますので、それについては今回と同様な考え方で行っていききたいと思っております。なお、斎苑と

か下請共同作業所、コミュニティプラザ、設楽ターミナルセンター等については、算定基準がほかの施設の使用料とは異なりますので、それについては今回据え置きで規定しています。多分どのぐらい結果的に影響が出るのかなという形で調べようとはしましたけど、25年の当初予算と26年の当初予算を比較したところ、それぞれの施設で24年度実績とか25年度実績を見て26年度の予算をつくってしますので、結果的には差額は4万5000円でアップ率は0.1%増という、今回の使用料を上げる影響として見られるところであります。24年度の実績と26年度予算を比較しますと28万円くらいの増額となっています。

続きまして、手数料条例ですけど、これについても一応検討は行いました。ただ国のほうから地方公共団体の手数料の標準に関する政令というのが今回出されてまして、その中で改正が示されてたのが消防法の関係で、特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可申請に係る審査手数料等の中身でありまして、設楽町が規定しています手数料に該当するものはございませんでした。したがって、住民票とか戸籍の関係等についてはそれぞれ個別の法律のほうで定められていますので、今回は改正は行ってません。1点だけ改正を行った点は、つぐ診療所の診断書についてであります。この額の算定はそれぞれの裁量に基づいて行っていますので、例えば1050円という規定が現在あります。1050円は1000円に5%を乗じて定めているものとしまして、今回1000円に戻して8%を乗じて1080円にするという形で手数料については、この診療所の診断書関係のみ改正してあとは据え置きとしてあります。

3つ目の行政財産特別使用に係る使用料条例の一部改正ですけど、これも使用料条例と同様の考え方でもって計算した上で数値が変わるものについては改正の内容として規定しています。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第14号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 ただいま消費税の転嫁をするという提案がされております。このようにして消費税分を納めてもらって町は税務署へ納めるんですか。消費税分は。

総務課長 町が消費税を納めることはこの使用料においてはありません。

10 田中 町は利用者に対して消費税を転嫁するんだけど、そこで集めたお金は税務署には納める必要はなくて町の懐へ入るとこういう仕組みですよ。それで、消費税法第60条第1項で、一般会計にかかわる消費税については課税は自治体の裁量でできるというふうに私認識するものであります。要するに、町が原料みたいなことで仕入れたものが、また今度は売るとするかサービスに回すと結局同じ、入りと出が一緒だから差し引きないということなんです。ですから町が仕入れ分を負担すればこれは転嫁はしなくて済むわけです。そういうことで自治体の裁量に任されていると私いうふうに認識しておりますが、どうでしょうか。

総務課長 それぞれの施設を管理運営していくときに、今回税率が5%から8%に一

般的なものが上がりますので、そういう今度は支出のほうでは8%にかかっている消費税が含まれた支出を求められます。したがって、一方的に消費税をかけて使用料だけがとるのではなくて実際にそれにかかってくる経費においては消費税が転嫁されていますので、必要な額を支払うので使用料においても所定の使用料を定めて住民に求めていくということで、今回国の考え方がそのような消費税の転嫁ということをも示されてましたので、それを受けて町が別にやらなくても何の罰則も特にありませんが、その判断のもとでわずかですけど消費税を含んだ消費税という形で改正させていただいたものであります。

10 田中 言っていることがよくわからないんですが、課長は国が指導したから消費税を転嫁するのか、サービスの元手になっている電気代ですとか、清掃費ですとか、そういうものが消費税分が課税されてくるから町の負担がふえるんでその分を消費税としていただかないと町の財政上困ると、どっちを言っているんですか。

総務課長 両方であります。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第14号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第14号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第20、議案第15号「設楽町行政財産特別使用に係る使用料条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第15号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第15号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第21、議案第16号「設楽町手数料条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

9 熊谷 先ほど、総務課長の説明が手数料についてあった、おおよそ理解したんですが、この520円を540円に変えたと。特にこれ診療所の精神、身体障害者に係る診断書のとこなんです、その下もそうなんです、どう計算しても食いつかないんですよ。整数にしたってことは先ほど課長の説明で多分そういうことだろうと思うんですが。520円を1.05で割ると495円何がしですよ。この520円の時には500円の計算をされてない。そして540円だとこれは8%でいくと500

円の金額になると。この5円の、520円ときには500円では計算されておらず、540円でくると500円になるんだな、元金が。この辺の違い。それと、先走って大変恐縮なんですけど、情報ネットの議案25号の中に載ってて、ここでちょうど525円を540円に改正すると、これで行くと納得できるんですけど、情報ネットと設楽町手数料条例と違うかもしれませんが、この辺の違いをちょっと説明していただきたいなど。言っている意味わかりましたか。

総務課長 今回改正するとき、520円という数字を見たときにちょっと先ほどの使用料とは異なった数字が規定されているなどという思いでした。今回、先ほど説明しましたように520円はもとは500円と想定しまして8%を掛けて540円とすることで使用料のほうと整合性を保ったための改正であります。520円を本当に割り返していきますと、先ほど言った540円にはならないかもわかりませんが、今回使用料との整合性を含めて考えましたので540円としました。

9 熊谷 苦しい。これ495円になるんだよね。このときに1.05を掛けるとあれですよ、520円に切り上げ四捨五入すればこのときにはなぜ500円とみなさなかったかという一つの疑問点と、疑問点だな、それだけでいいわ。なぜそのときに、前のときは520円ときにはなぜ495円でやったのかという、500円ではないではないですかということですね。ほかのやつ全部数字を入れて割って計算してもこれだけがくっつかないんだよね、どう計算しても。

総務課長 500円の5%、525円です。推測ですけど、この手数料条例においては円単位を切り捨てて520円にしたものと思われま。したがって、今回ほかの部分も改正するに当たって、整合性を保ちながら500円として8%を乗じて540円とさせていただいたものであります。

9 熊谷 よくわかりました。そういうことで数字だけは我々もしっかり計算をしなければ、初めてこれを計算してみたらこういう問題が疑問点が出ましたので、一つ正確なあれをして、総務課長の言うことはよくわかりましたので、そういうふうに理解をしたいと思っています。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第16号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第16号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第22、議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第17号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定

により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。国民健康保険法の施行令の改正がありまして、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付金賦課限度額を改定するとともに、保険料の軽減措置の対象世帯を拡大する条例の改正をいたしたいと思えます。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

町民課長 新旧対照表をごらんいただきたいと思えます。第 21 条の 12 と第 27 条はそれぞれ後期高齢者の関連、介護保険の関連の納付金の限度額を引き上げようとするものであります。この課税限度額をそれぞれ 2 万円引き上げるということは、保険料の増額にはなりますが、被保険者全体に見ますと、中間層の所得者の負担に配慮して国保料の見直しが可能となるものであります。それから第 33 条の部分でございます。これは保険料の軽減に当たるものでありまして、これまで軽減の基準額を算定するときにはまず世帯主 1 人分の人数を減らして計算していたものを改正後は世帯主分を 1 人ふやすということにより軽減基準額がふえるということでありまして、保険料が減額されるというふうには算定をされません。それから 1 枚めくっていただきまして (3) のほうでございますが、これも軽減基準額の金額をふやすということでございますので、低所得者層の保険料負担の軽減につながるものであります。それは以下 5 項まで一緒の意味合いでございます。全体的に説明をしますと、低所得者の保険料の減額という制度の中で 5 割軽減基準額と 2 割軽減基準額というのが引き上げられるもので、これにより世帯の軽減判定所得の引き上げとなるものでございます。以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 17 号の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 ただいま課長の説明によりまして、高額所得の人たちの要するに負担限度額を上げるということで、そうすると限度額が上がれば高額の人にはたくさんの保険料をかけることができるから中間層の人たちを下げることができるというようなことを示唆されましたが、下げますか。

町民課長 被保険者層全体のことによって保険料を決めていきますので、全体的に下がるといって、下がるといいますか公平感が出るという理解でおります。

10 田中 公平感が出るだけで下げるとはおっしゃらないわけですよね。つまり、33 条の 5 割軽減、2 割軽減、均等割だと思いますが、これを緩和することはわかるわけですが、21 条、27 条、後期高齢者支援金賦課限度額、介護納付金賦課限度額、これはやはり加入者の負担増と、高額収入の人ですが。加入者の負担増になるということになるわけですよね。困ったもんです。それで、この被保険者、今まで 14 万が今度 16 万になるんですが、この限度額が引き上がる対象者の被保険者は何人おって全体の何%ぐらいになるんでしょうか。

町民課長 現時点でいわゆる高額と言われる方が 14 世帯ございます。それがこの制度の限度額の改正により、21 世帯、7 世帯ふえることとなります。金額はそれぞれの幅によりましてございますので、難しいんですけども、単純に 7 世帯がふ

えることによってこの後期高齢の支援金分と介護分と合わせますと、全体で 60 万円ほどの保険料の増という試算をしております。

10 田中 12 万から 14 万に変えると対象世帯が 14 世帯から 21 世帯になって、上がっていくとなんでふえるんですか。上がってくと減るのではないですか。

町民課長 世帯限度額がふえるということはそれまで入っていない人も入るということですので、世帯数は 7 世帯ふえます。

4 夏目 先ほどからちょっとお聞きしますけども、要するに賦課限度額が当然ふえれば増額がされるということはこれは理解できます。問題はあと均等割の 5 割並びに 2 割の軽減基準額がふえた場合にどの程度減額分がふえて、差し引き先ほどの 7 世帯分の増加の 60 万円に対して全体的には増減どのくらいになるのか、その辺の試算があったら教えていただきたいと思います。

町民課長 軽減のほうを説明させていただきます。軽減の影響で世帯数で言いますと 61 世帯ふえます。軽減のほうと増額のほうで押しなべて全体を試算しますと、非常に難しいところはございますけども、保険料総額で言うとほぼ変わらないという試算をしております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 17 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 17 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 23、議案第 18 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」から日程第 24、議案第 19 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 18 号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」、設楽町町営バス条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

町営バスの東栄設楽線、先ほども説明しましたけども、新たなバス停が加わりますので運行距離が延びます。1 枚はねていただきますと、第 3 条の表中 22.9 キロメートルでございましたけども、これがバス停が加わることによりまして、23.3 キロメートルにふえるということでこの条例を改正するものでございます。

続きまして、議案第 19 号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

この件につきましても、町営バス東栄設楽線に新たなバス停が加わりますのでこのバス停までの運賃表を追加するものでございます。以上で説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑・採決は、1件ごとに行います。

議案第18号「設楽町町営バス条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第18号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第19号「設楽町町営バス使用料徴収条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。議案第19号を採決します。採決は、起立によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、13時まで休憩といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。日程第25、議案第20号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」から日程第26、議案第21号「設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第20号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」、設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

この件につきましては、消費税法の改正に伴いまして、消費税が5%から8%に来月の4月1日から上がりますので、それに関連しまして水道の基本料金及び超過料金につきまして今まで5%を掛けていましたものを8%を掛けて徴収させていただくという内容の条例改正をさせていただくものでございます。

それから、議案第21号「設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について」、設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例を地方自治法第96条第1項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

これにつきましても消費税の改正に伴いまして、水道の加入分担金の額を今まで別表に掲げる額に100分の105を乗じていただいておりますけれども、消費税の改正に伴いまして100分の108を乗じた額を徴収していただくという内容の改正をさせていただくものでございます。以上説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1件ごとに行います。

議案第20号「設楽町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 この条例案の対応についてお伺いするものであります。御存じのとおり、設楽町のこの地域におきましてはアベノミクスによる経済好転は見られないと。それどころか物価上昇で町民の生活は以前より苦しくなっているのではないのでしょうか。今水道料に消費税増税を転嫁すれば、町民生活ひいては地域経済に大きな影響を与えることになると思うが、どうでしょうか、お答えください。

それから2つ目としまして、考えてみますと水道料というのは値上げしたばかりであります。それなのに当然のように消費税を転嫁しようとしているわけで、今回の提案に当たってそうした事情も考えて回避の努力だとか検討がされなかったのかと思うわけですが、その事実についてお尋ねをいたします。

3つ目ですが、考えてみますと町内の業者におきましては、これまでも、そしてこの増税後も消費税を転嫁できずに自腹を切っておる商工業者がほとんどであるというふうに私聞きます。一方、水道会計においては収益に係る消費税というのは一旦は納めることになるわけですが、後になって全額戻ってくることにしているわけでありまして、したがって、増税分を町がかぶれないのかというふうな疑問を思うんですが、その点についての見解をお尋ねしたいと思います。

生活課長 1点目の地域経済ということでございますけれども、御存じのとおり消費税につきましては考え方といたしまして、簡易水道特別会計ということで消費税の課税事業者となっております。そういうことで、水道料金につきましても収入、それから申告のほうをさせていただいているという形でございます。消費税につきましては最終的に消費者に負担を求めるといふことの基本に鑑みまして、今回水道料金のほうの値上げということにさせていただきました。また、地域経済に及ぼすということでございますけれども、現在簡易水道の特別会計につきましては、一般会計からの繰り入れ等もさせていただいております。そういうことも考えま

して、今回消費税値上げということをごささせていただきます。

それから水道料金の値上げで一般会計等考えての展望ということでございすけども、それにつきましてもまだ水道については古くなった配水管等を今統合ということでさせていただきます、今後田口、田口第2簡水の統合とかも考えてまだ整備の途中でございます。また、現在のストックの状況につきましても愛知県の広域化という話もございまして、その中でいろいろな検討もさせていただきますような状況でございます。

それから3番目の質問がちょっとよくわからなかったんですけども、消費税を納めてそれが全額戻ってくるというのは私は勉強不足でちょっとよくわからなかったんですけども。どのようなことでしたでしょうか。どうもすいません、再質問ということでお願いしたいです。

10 田中 その根拠は上水道事業ですね、これは仕入れにかかった消費税増税分です。それを今度は仕入れと支払い分の差額は消費税として納めますよね。ところがその消費税分は後から還付される、もちろん申請がいりますけども。ということで以前の水道会計ではときどき消費税の還付という項目が特別会計に載ってきたことがあるんです。そういうことを言っているんですが、これ戻ってくるでしょう。

生活課長 消費税の申告において中間申告をしてかえってくるということでしょうか。

副町長 消費税につきましては、一般事業者あるいは公的機関につきましてもうちのほうは水道事業会計でやっておりますので、消費税につきましては当初予定納税をさせていただきます、後精算という形になりますので還付という形で戻ってくる場合もございすし、それに追加されて増額納税という形もありますので、今田中議員が言われるようにそれが地方公共団体だから戻ってくるということはないと思われま。

10 田中 これは文教厚生委員会で審議がありますので、そこで詳しく質問をさせていただきます。私の解釈では仕入れにかかる消費税に対して収益にかかる消費税を納めるんですけども、その差額は戻ってくるというような解釈ですので、ちょっと勉強しておいていただきたいと思ひます。

なお、集落排水についても同様のことが言えますので、後ほど議案として出てきますが同じ質問はしませんのでそのことを申し添えたいと。以上であります。

議長 ほかにございせんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第20号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありせんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第20号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 21 号「設楽町簡易水道等事業分担金条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 21 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 21 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 27、議案第 22 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第 28、議案第 23 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 22 号、設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例でございます。設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

これにつきましても、消費税の改正に伴いまして、使用料の算定方法を変えるものでございます。基本額に今まで 100 分の 5 を乗じた額を追加して使用料としていただいていたものでございますけれども、消費税の改正によりまして 100 分の 5 を 100 分の 8 に改めるという内容でございます。

続きまして、議案第 23 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」、設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

この件につきましても農業集落排水の分担金基本額に 105% を乗じておりましたけれども、それを 100 分の 108 を乗じて得た金額とする改正でございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑は、1 件ごとに行います。

議案第 22 号「設楽町農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 22 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 22 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 23 号「設楽町農業集落排水処理施設等分担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 23 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 23 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 29、議案第 24 号「設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正
する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 24 号「設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例
について」、設楽町社会教育委員設置に関する条例の一部を改正する条例を地方
自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提
出、設楽町長横山光明。

平成 26 年 6 月 14 日に公布されました「地域の自主性及び自立性を高めるため
の改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、これによりまして、
社会教育法の一部が改正されまして、社会教育委員の委嘱基準について町の条例
で定めることとなったために、この条例の一部を改正することといたします。詳
細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

教育課長 それでは説明をさせていただきます。2 枚目の新旧対照表でお願いいたし
ます。まず 2 条につきましては、社会教育委員の設置を規定しているものであり
まして、その中の委嘱の基準については改正前の社会教育法を基準としておりま
して、町の教育委員会が委嘱し今回の社会教育法の一部改正により社会教育委員
の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌し条例で定めることと
なっております。国の条文に倣いまして 2 項にこの基準をふやさせていただきま
した。以降、3 条の定数及び任期と、4 条にあります報酬及び費用弁償につつま
しては、他の条例文の言い回しに合わせまして条例文に統一させていただくとい
うことで内容が特に変わるものではありませんので、よろしくお願ひいたします。
以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 24 号の質疑を行います。質疑はあり
ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 24 号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 24 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 30、議案第 25 号「設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 25 号「設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例について」、設楽町情報ネットワーク条例の一部を改正する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

消費税の改正に伴いまして、利用料等の見直しを行う必要があるために、また業務施行上において細部の具体的運用を定める必要があるためにネットワーク条例の一部改正をいたします。詳細につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

津具総合支所長 今回の改正条例は先ほど副町長より説明がありましたとおり、消費税法の改正に伴う利用料等の見直しと情報ネットワークが事業開始して 4 年が経過しその実務を行ってきた中で具体的な運用等を定める必要があるため行うものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明をさせていただきます。まず第 1 条に旧条例に条例の趣旨についての規定がありませんでしたので、新たに 1 条として追加をさせていただきます。旧の 1 条、2 条についてはそれ以後 1 条加わりましたことによります繰り下げとなります。それから第 4 条として管理に関する 1 条を追加をさせていただきました。管理については条例規則に従い誠実に管理することを 1 項で規定し、2 項で管理委託ができる旨の規定を定めてございます。それ以降の旧の 3 条から 8 条につきましては、2 条加わったことで 2 条ずつ繰り下げをさせていただきます。それから旧のほうの第 7 条の 2 項、3 項についてはその項からは削除いたします。それを新たにその下にあります第 11 条として端末接続装置の移転として新たに条項を起こしてございます。これについては移転についての考え方を示させていただくということで新たに条を起こして移転の取り扱いを明確化させていただきます。それから旧のほうの条例の 9 条から 12 条については、3 条ずつ繰り下がるということでございます。その次の第 15 条につきましては利用料の免除の規定でございますけども、第 15 条の第 1 項第 3 号に公営住宅の所有者の追加をさせていただきました。これは各町村が設置している住宅については、そこが空き家となった場合には使用料は免除するということの規定でございます。それから、16 条に利用料の徴収委託ができる規定を設けさせていただき、17 条に徴収委託を行う場合には、当然告示及び公表する規定を追加させていただきます。それから免責事項の 13 条は 5 条繰り下げて 18 条となるものでございます。それに 18 条といたしましたけども、そこに第 2 項、第 3 項に加入者の責任を明確にするため規定をそこに 2 項追加をさせていただきます。それから 14 条から 17 条は 5 条ずつ繰り下げます。ですので、

14条は19条となるということでございます。その後新たに23条として指定管理者による管理と業務内容を規定した条を追加させていただいております。条文については以上でございます。

その後、別表につきましては、消費税アップ分を加算した単価で計算をさせていただきます。以上でございます。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第25号の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 10番田中が質問します。23条の件であります。指定管理者を置くというふうになっておりますが、これは既に予定されていて4月1日から指定管理者に移行していくのかという点をお尋ねをしたいと思います。

あわせて第4条であります。4条に管理の一部を委託することができるという、法人その他団体に管理の一部を委託することができるようになっておりますが、この関係はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

それからもう1点、第16条、私人に利用料の徴収の事務を委託できると、この利用料の徴収は指定管理のところでもやはり同じよく出てきますが、この関係はどういうふうに考えてこういう条文になっているのか、そこら辺を整理してお示しいただきたいと。

津具総合支所長 それでは、23条の指定管理につきましては、特にこの4月から指定管理が始まるという意味合いではございません。この規定を設けたのは、今後そういうことも考慮するというので今回整備をさせていただいたということで、これが4月からすぐ発足するという意味で条例を制定させていただいたものではございません。

それから、4条の委託と今の指定管理の関係ということにもなるかと思えますけれども、4条の委託につきましてはその事業の一部を管理委託するというので、これは今想定していますのは今業務の上で委託をしている管理等を意味するもので、指定管理とは直接、指定管理は全体を含めての委託という捉え方、それでもう4条の管理はその一部を委託する部分という意味合いでこういった制定をさせていただいております。

それから、16条の徴収の関係のことですけれども、これも徴収につきましては一応、これは地方自治法の施行令の158条第1項の規定によって徴収委託ができるということになっておりまして、それをまだ現実的にこの徴収委託をかけているということではないんですけれども、こういった徴収部門でもこういった委託ができるということで、そこを細部に条例でうたわさせていただいたということで、現実的に今事務をやってきた中でそういったところも個別に規定をしておきたいということで設定をさせていただきました。以上です。

10 田中 大体わかりました。それから18条の件で、18条の第3項、業務の停止が落雷、獣害等を要因とするものであっても、加入者の管理が行き届かなかったためであると判断されるときは、前項同様の対応、つまり自己責任で費用を解決しろ

ということなんです。が、これは非常に曖昧というか、とりようによっては執行権の乱用につながってくると思うんですね。条文の規定というのは、執行権の乱用を食いとめるというのが目的でありますから、表現は逆にしなければいけないですね。これ落雷が加入者の責任だって言われたって、どんな落ち度が考えられるんですか。

津具総合支所長 この条文ですけれども、落雷とか鳥獣害、これは通常ですとやむを得ないというか仕方がない災害だとは思いますが。ただ、そこに加入者が故意に、故意にすることはないとはいえるんですけども、そういった何も自分で手立てをしないというか、明らかに何かこういったことをすればそれは防げたであろうとかそういったものが判明するものについては個人の負担になるよということで、そこで公で補償するところと個人が持つところを条文でうたわせていただいたということです。ですので、決して公の責任を逃れるためにこういった条文を制定したということではなく、そこははっきり明確にするためにこうやって制定させていただいたということです。

10 田中 全く考えられない想定をしちゃってまして、落雷を故意に落とすって避雷針でもその何というか受信機のところに立てとけば別ですが、そんなことを想定しているのかなということで、なんでわざわざこんな項目を設け、要するに常識というものもありますから、常識の範囲以内で解決できることについてわざわざ条文に載せるというのは、これは条例作成上まずいことなんでしょう。あらぬことを書いてしまうというか、よく私今の答弁は理解できないんで総務建設委員会で説明していただきたいと思えます。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 25 号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 25 号を総務建設委員会に付託します。

議長 日程第 31、議案第 26 号「設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 26 号「設楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例について」、楽町津具復元木地師家屋条例を廃止する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

倒壊の危険がありますので、津具復元木地師家屋を取り壊しました。その結果、この条例が必要なくなりましたので、条例を廃止するものでございます。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 26 号の質疑を行います。質疑はあり

ませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 26 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 26 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 32、議案第 27 号「設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 27 号「設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例について」、設楽町立学校建設基金条例を廃止する条例を地方自治法第 96 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出する。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。

基金設置の当初の目的を達成し、今後は学校教育全般に使用できるよう教育振興資金に本基金を統合するために条例を廃止するものでございます。

1 枚はねていただきますと、施行日でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。それから、廃止後の措置といたしまして、施行日において、廃止前の設楽町立学校建設基金条例に基づく基金に属していました現金、有価証券その他の財産につきましては、設楽町教育振興基金に属するものとするという規定を設けさせていただいております。以上、説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。議案第 27 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第 27 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 27 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 日程第 33、議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」から日程第 41、議案第 36 号「平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」までを一括して議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」、平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1 億 3306 万 3000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、63 億 2030 万 9000 円とする。歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並

びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。繰越明許費でございます。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。地方債の補正。第3条、地方債の追加、及び変更は第3表地方債補正による。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。

4ページをお開きいただきたいと思います。繰越明許費でございます。翌年度に繰り越す事業でございます。事業名としまして、林道橋りょう点検調査事業400万円、林道鹿ノ子線の改良事業1450万円、町道八橋天堤線改良事業2418万円でございます。これにつきましては、翌年度に繰り越すことといたしまして、繰越明許の手続きを行います。

次に5ページ第3表、地方債の補正につきましては、清嶺・豊邦簡水、名倉・津具水道施設整備事業の配水管更新、及び医師用住宅新築工事につきましては、事業料の確定に伴いまして、起債額の変更をいたしております。農林業担い手支援住宅改修事業につきましては、当初過疎債対応をしておりましたけども、臨時交付金対応としたため、全額減額といたします。

次に歳出から説明いたします。本補正が平成25年度の最終補正となりますので、補正内容のほとんどが事業費の確定によるものでございますので、それ以外の特別な理由によるものを重点的に説明をさせていただきます。

11ページでございます。11ページ第2款第1項第2目、財産管理費では、平成24年度に歳入いたしました名倉小学校部分林分収収益金を交付するため2322万6000円を補正をいたします。

12ページ第3目18節、備品購入費で大きく減額となっておりますけども、住民基本台帳ネットワーク機器、戸籍システムにつきまして、システム調達方法を購入からリースに変更したため、減額補正といたします。

5目企画開発費13節の委託料では、国の公募事業であります木質バイオマスイエネルギーFS調査の選にもれまして、来年度再挑戦に向けた事業の業務委託に振り替えたために、1450万7000円の減額となっております。

14ページ8目、ダム対策費でも大きく減額となっております。移転地確保援助金や町内定住促進費など、生活再建資金交付金の支出件数が想定を下回ったため、大きく減額となっております。

17ページ第3款第1項1目19節、負担金補助及び交付金、社会福祉協議会補助金では、助成額の精算をした結果、不足を生じたので、184万2000円を増額いたします。

18ページ28節繰出金では、国民健康保険事業におきまして、国県負担金の交付申請に伴いまして、10万9000円の増額、また介護保険における介護給付費の増数に伴いまして、町負担1718万6000円を増額補正いたします。

19ページ2目保育園費の19節、負担金補助及び交付金では、宝保育園費の民間保育所措置費の額が確定いたしましたために、59万1000円を増額いたします。

第4款第1項4目環境衛生費13節委託料では、下水道事業協議書作成委託において、委託内容の一部を翌年度以降に調整したため、大きく減額となりました。また、北設広域事務組合の負担金の実績や今後の見込みを考え合わせ、2782万1000円の減額となっております。

22ページ第5款農林水産業費3目13節委託料では、林道橋りょう点検調査業務委託について国の経済対策により予算がつきましたので、繰越明許費として400万円を新規に計上いたします。

15節工事請負費では、要望しておりましたが予算がつかなかった路線の減額、総額で1542万円の減額となっておりますが、逆に鹿ノ子線では経済対策による補正により、1430万円の計上をしまして繰越明許の手続きをとります。

第7款土木費第2項2目道路改築費13節委託料では、知生町有林線の区間減や上原荒尾線と国道との取り付け設計に時間を費やしたため、詳細設計が完了しないことなどから、道路設計業務委託が2200万円減額となっております。

23ページ19節負担金補助及び交付金では町浦シウキ線の負担金額確定によりまして、1460万円の減額となります。

第3項1目河川総務費では、清水地区で愛知県が行っております、急傾斜地崩壊対策事業の負担金が確定してまいりましたので増額をいたします。

24ページ第8款消防費第1項1目常設消防費では、消防署員増員に伴う増築工事を計画しておりましたけども地主との交渉がうまくいかず、着手できませんので委託料、工事請負費で皆減措置をとっております。

27ページ第10款災害復旧費第1項3目林道災害復旧費では、林道松尾線について繰越予定をしておりますので、消費税のアップ分及び労務単価ベースアップ分を見込んでおります。

第12款諸支出金第2項1目積立金では、財政調整基金一般積立金として1億4299万5000円を増額いたしました。

続きまして歳入について説明をいたします。説明書の3ページをお開きいただきたいと思っております。

第1款町税につきましては、1月現在の調定見込額と今後の収入見込みを合算し、所要の補正をいたします。

4ページ12款分担金負担金では、老人ホームの入所者の負担金、各保育園の保育料が確定してきましたので、減額補正をいたします。

第13款使用料及び手数料では、在宅老人短期介護の見込み値から増額補正をいたします。

5ページからの14款国庫支出金、15款県支出金につきましては、事業量の確定に伴い、収入額が決定してきておりますので、それぞれ補正をいたします。

7ページ15款県支出金第2項2目3節、保育園費補助金におきまして当初は補助対象とならなかったものでございますけども、年度途中から1歳児の入園によりまして、補助金の4万5000円を受けることといたします。

4 節児童福祉総務費補助金として、宝保育園の保育士処遇改善事業として、基金から対象事業として 75 万 3000 円を受ける補正をいたします。

9 ページ第 18 款繰入金では、歳出の企画開発費の若者定住新築補助金の支出額の確定により、ふるさと創生基金繰入金が減となります。

20 款諸収入では、ダム対策費関連の生活再建資金支給事業助成金などの確定によりまして、水源基金からの負担金が減額となりました。

10 ページ町債につきましては、借入額等につきまして財務局との調整の結果、2400 万円の減額となっております。

以上、一般会計の概要説明を終わります。

続きまして議案第 29 号「国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）」でございます。この補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 309 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 6767 万円とするものでございます。

まず歳出から説明をいたします。補正予算第 3 号に関する説明書の 7 ページのほうをお開きいただきたいと思います。第 1 款総務費第 1 項 1 目一般管理費では、高齢者医療制度円滑運営事業としまして、4 月 1 日から 70 歳から 74 歳の医療費の自己負担につきまして、1 割から 2 割に上がることが凍結となったため、これの周知のためのリーフレットの印刷や受給者証の印刷経費を新たに計上いたします。

第 2 款療養給付費では、療養給付費が見込みより増加していることから、増額補正をいたします。

8 ページ第 3 款後期高齢者支援金及び介護保険納付金につきましては、国、県の負担額の決定に伴いまして、財源更正を行います。

9 ページ第 7 款共同事業拠出金につきましては、高額医療費、共同事業拠出金保険財政、共同安定化事業拠出金の額の確定によりまして、それぞれ減額補正をいたします。

10 ページ第 8 款保健施設費では、節目の人間ドック受診者が想定より少なかったために減額をいたします。

第 9 款では国庫支出金において過年度分返還金が発生したことによりまして、204 万 5000 円を増額いたします。

第 10 款では当初基金積立を想定しておりましたけども、医療費の増数によりまして積み立てができなくなりましたので、全額減といたします。

3 ページにお戻りください。歳入でございます。第 1 款国民健康保険料につきましては、現在の調定額から年度末までの額を見越した補正をいたしております。

第 4 款国庫支出金から 5 ページの共同事業交付金にまでにつきましては、実績見込みに対するそれぞれの確定額数値を補正をいたします。

6 ページ第 9 款繰入金は、一般会計について所要額の補正をいたします。第 9 款繰入金につきましては、保険給付費の増大や国・県支出金の減額に対応するた

め、大きな繰り入れを基金から行う補正をいたします。

続きまして議案第30号「介護保険特別会計（第3号）」でございます。この会計につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2348万5000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8531万3000円とするものでございます。

歳出から説明をいたしますので、説明書の6ページをお開きください。第1款第1項1目一般管理費では、訪問介護ステーションの運営補助につきまして、北設3町村の協議により執行を取りやめたことにより減額補正といたします。

第2款第1項2目包括支援事業及び任意事業につきましては、地域包括支援センター業務委託に関する介護予防ケアプランの収入見込みの見直しを行った結果、減額補正をいたします。

第3款第1項1目介護サービス給付費では、施設料を含めたサービス料が大きく伸びたため、3300万円の増額補正といたします。

第5款では給付費が伸びたため当初予定しておりました基金積み立てを全額とりやめることといたします。

歳入について説明をいたします。3ページにお戻りください。第1款第1項1目介護保険者保険料につきましては、保険料率に基づきまして算定した想定保険料を増額いたします。

第4款国庫支出金から5ページ、第6款県支出金までは想定給付等に対するそれぞれの負担割合等に基づき、算出された額に合わせる補正をいたします。

第7款第1項1目一般会計繰入金につきましては、介護給付費が大きく伸びたため町負担割合に基づいて、大きく増額補正をいたします。

第2項1目基金繰入金では、介護給付費の増数に対応するため、基金からの繰り入れを行うこととし、485万1000円の新規計上をいたします。

続きまして議案第31号「簡易水道特別会計補正予算（第4号）」でございます。この会計につきましては、起債額の変更によりまして清嶺・豊邦簡水で起債額60万円の減額、名倉・津具簡易水道で起債額を450万円増額いたしまして、一般会計からの390万円繰り入れを減額する財源更正をする補正でございます。

続きまして議案第32号「農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」でございます。この件につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ672万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3853万1000円とする内容でございます。補正予算（第3号）に関する説明書の3ページ、4ページをごらんいただきたいと思います。処理場への不明水の流入の原因調査を過去のデータ等の解析によって行いましたけども、名倉・津具地区とも接続家屋全てにつきまして調査が必要になり、財政的な面も考慮しまして、名倉・津具地区を26年度、27年度の2ヶ年で調査することといたしましたので、本年度の調査予算を672万円減額をいたします。歳入で一般会計からの繰り入れを同額減額する補正を行います。

続きまして議案第 33 号「つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1787 万 1000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 737 万 4000 円とするものでございます。

歳出から説明をいたします。補正予算（第 2 号）に関する説明書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。第 1 款第 1 項 1 目一般管理費では、週 3 日の診療態勢に変更となったため、常勤医師の人件費の減額と看護師等の賃金の減額補正を行います。

6 ページ第 2 款医療費につきましては、財源の組み替えをいたします。

3 ページに戻っていただきたいと思います。歳入でございます。第 1 款診療収入では、実績見込みに沿って減額いたします。

4 ページ一般会計繰入金につきましても、歳入で大きく減額となったことに対応しまして 754 万 7000 円の減額補正いたします。

第 5 款町債につきましては、医師住宅建設にかかる起債額の確定により、減額補正といたします。

続きまして議案第 34 号「情報ネットワーク特別会計補正予算（第 3 号）」でございます。この会計につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 184 万 4000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6487 万 2000 円とするものでございます。

これにつきましても歳出から説明いたします。補正予算（第 3 号）に関する説明書の 5 ページのほうをお開きいただきたいと思います。第 1 款第 1 項 1 目一般管理費につきましては、賃金や使用料徴収手数料、電柱の共架使用料額の見込額確定によりまして、減額補正いたします。

3 ページ、歳入の第 1 款第 1 項 1 目負担金及び第 2 款第 1 項 1 目の使用料につきましては、実績に基づき補正をいたします。

第 4 款第 1 項 1 目一般会計の繰入金につきましては、設楽町の負担部分について概算精算の結果、減額となりますので 657 万円を減額補正いたします。繰越金につきましては、繰越額の確定により増額補正をいたします。

第 6 款第 1 項 1 目雑入につきましては、概算精算により東栄町、豊根村の運営受託金を減額補正いたします。

続きまして議案第 35 号「段嶺財産区特別会計補正予算（第 2 号）」でございます。これにつきましては、歳入歳出それぞれ 63 万 6000 円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 万 7000 円とするものでございます。

3 ページ、歳入のほうをごらんいただきたいと思います。財産の貸付収入でございますけれども、建設会社に所有地を貸し付けたため、2 万 9000 円の増額となっております。基金繰入金につきましては、財政調整基金の繰入金を 66 万 5000 円減額いたしました。

歳出でございます。報酬につきましては、管理会の開催日数の減、あるいは管

理地の草刈り等の減額によりまして、賃金等が減っております。それから委託料につきましても同様でございます。使用料及び賃借料、原材料につきましても、管理用作業道の法面整正を予定しておりましたけども、それがなくなったために減額となっております。

次に議案第 36 号「津具財産区特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 263 万円を減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 283 万 5000 円とするものでございます。

説明書の 3 ページを見ていただきたいと思います。歳入でございます。財産の貸付収入でございますけども、貸付料の減免申請に基づきまして、牧場の土地貸付収入が 23 万 1000 円の減額となっております。財産収入としまして、簀ノ子の間伐を予定しておりましたけども、そちらの額が確定してまいりましたので、立木の売り払い収入が 239 万 9000 円の減額となります。

次に歳出でございます。第 1 款の総務費第 1 項 1 目の一般管理費では、管理会の開催日数が少なかったために、委員の報酬としまして 13 万円の減額となっております。

続きまして第 2 款財産区事業費でございますけども、搬出間伐の事業料の確定によりまして、250 万円の委託料の減額とするものでございます。

以上、概略について説明させていただきました。

議長 提案理由の説明が終わりました。質疑・採決は、1 件ごとに行います。議案第 28 号「平成 25 年度設楽町一般会計補正予算（第 4 号）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

10 田中 一般会計でありますけども 28 ページであります。給与明細書のページでありますけども、これを見まして住居手当、通勤手当の欄がありますが、補正額が 0 円であります。先の全協ではですね、町長から報告がありまして、不適切支給について返還されておるという報告であったわけですが、補正予算書に反映されておるのかお尋ねをします。これからこの問題に立ち入って聞きます。まず 1 点ですね、不適切支給という表現をされておりますが、これは不正受給ではないかと思っておりますがいかがでしょうか。だとするならば、この不正受給発生の原因がどうということになるのか解明されてしかるべきだと思いますが、どんなところにあったのか、ぜひともお示しをいただきたい。1 問目としましては、以上 3 点お尋ねをします。

総務課長 まず 1 点目の予算の関係ですけど、補正予算編成のタイミングと不適切な受給のタイミングが重なった分等もありましたけども、補正予算には現実的には反映してございません。最終的には 3 月 10 日までに返還を求めるという形にしておりますので、最終的には、決算において不要額が生じるという形になると思います。2 点目の原因ですけど、住居手当については、毎年の家賃に応じて住居手当の額が変動する仕組みでありますので、その点その年の家賃の改定を届けるのを怠ったことによりまして、実際より高い住居手当を支給してたということで、

その精算額が、15万9200円という金額が発生しております。3点目の不正受給、不適切な支給、言葉では若干意味合いが違うことは認識しておりますが、今回のケースにおいては、本人の手当に関する認識の不足もありましたし、その届出を怠ったということでありまして、直接的に本人が悪意を持って、または故意に届出をしなかったというふうには、認識しませんでしたので、今回不適切な支給という表現を使わせていただきました。以上です。

10 田中 これにつきましては、町民の批判がすごいということがありますし、こういうことを通じまして、我々も含めてですけども、町行政に対する信頼を著しく傷つけたと思うんです。これは注意不足だとか何かとかいろいろ事情はあるんでしょうけども、不正受給に変わりはないんです。だからそこら辺をですね、曖昧に言葉でごまかしたる姿勢が、こういうことをまた再発させる原因になるのではないかと私は思います。次に質問しますが、町長が口頭注意したということですが、気をつけなさいよということだけではいかんのですよね。本人に改心してもらわなければいけない。全職員に対して、本当に細心の注意を払ってもらようにしなくてはならないという点ではですね、口頭注意の結果、当事者の2人にですね、2度と不祥事を起こさないという反省と自覚が確認できておるのかと1点聞きます。それからもう1点ですね、さらに役場内の職員1人1人に再発防止への緊張感と自覚を徹底できているのかお尋ねします。接遇の改善などやってきましたが、こういうことがありますと、台なしになります。厳しい態度で臨まなければいけないと思います。これはぜひ、町長の所感をあわせてお聞きしなければいけないと思います。以上ですが質問に答えてください。

町長 今回の職員の本来であればあってはならない、そうした公金の取り扱いということで、職員みずからそうしたことが実際にあったということで、監督業務にあたる我々執行部としても、そうしたことへの徹底が図られていなかったかと言われれば、こうした落ち度があった以上その責任は大きなものがあると自覚しております。そうした中で今後職員が、やはりみずからの姿勢を正して、そしてこうしたことが2度と起きないように徹底、意識、改革を行うことはもちろんですけども、当然のことながら、こうしたことへの我々も反省をし、そしてこのことが2度と起きないように町民の皆さん方にもきちっとそうした姿勢で取り組んでいくんだと、そういう大きな反省のもとでこれから業務を執行していかなければならないと自覚をしておるところでありますし、職員にも徹底を図ってまいります。そうしたことで、今後町民との信頼を保っていけるように、努めていくように監督指導を徹底してまいります。こういう状況で今回、口頭処分をしたことが甘くはないかという御指摘でありますけれども、やはり意図的に本当に悪意をもってやったことであるかといえば、決してそういうことではなかったということは信じてあげたいし、そういうことだろうというふうに、私ども職員をフォローするわけではありませんけども、そういう状況があったというふうに認識したところでありまして、しかし結果として、こうした公金の取り扱いに不備があっ

たということについては、きちっとそうしたことへの姿勢を正し、今後2度とないよう徹底してまいりたいというふうに思っております。以上です。

10 田中 町長はじめ課長にもですね、厳しい態度でこういう問題は対応していただきたいと。ですから不適切支給なんてことを言っとったらいかんと。だいたい口頭注意をしたってですね、町民はなかなか納得してくれませんよ。もっと厳しい態度で臨まなければならないと私は思います。そこで最後に町長に聞きたいのですか、今度起きたら口頭注意で済まんぞと、厳しい処分を持って臨むと。これくらいのことはこの場でも表明してほしいし、職員に対してもそういう対応をしていただけませんか。そういう態度表明をされてはどうですか。

町長 今申し上げたとおりですね、やはりもう二度とあってはいけないことだというふうに自覚しておりますし、そうしたことへの職員の徹底は図ります。したがって、こうした不祥事というか信頼関係が崩れるようなことがあってはやはり町民の皆様方への申しわけがたたないという自覚をもっております。あってはなりませんけども、今後そういうような状況があるとするのであれば、もちろん口頭注意などということ、済ませようなどという気持ちは持っておりませんし、そこでの対応については、きちっと厳格に行っていきたいと思っております。以上です。

4 夏目 今の件で関連しますが、私も県の職員をやっております、そういうふうな職員の届出事項については、例えば通勤手当については、新城事務所にいたときに、自動車通勤なのか、バス通勤なのか、電車通勤なのか、定期、回数券それぞれ申告がありまして、職員120名くらいの一覧表がつくってありまして、定期なら定期を使っているかどうか、回数券なら回数券を使っているかどうか、それから自動車の通勤距離が正しいか事前にチェックしながら毎月、月初めにまたは定期券の場合は半年または3ヵ月ということで購入の度にチェックをしておりました。愛知県の規則の中でやるというものがあって、それは会計担当者がやるというふうになっておりまして、私がその当時やっておりましたが、そういう組織上のシステムですね、こういうようなものが設楽町のほうでなされておるのかお聞きします。

総務課長 毎月だとか、定期的にというところまでは至ってません。ただ毎年4月に給与担当のほうからそれぞれ全職員に対しまして、扶養手当、通勤手当、住居手当等につきまして異動の該当があった場合には、毎年4月に届けるようにという形で周知はしています。扶養手当につきましては、親が亡くなったり、配偶者が勤務して扶養から外れたり、また逆の場合もありますが、そういうケースのときには、本人の届出をもって、手続きを行ってます。したがって、通勤手当については勤務地が本庁から支所が変わるとか、支所から本庁が変わるといった形態が明らかにありますので、今後はですね、当然ながらその本人の届出をもってやるだけでなく、総務課のほうでもきちっとチェックを行いたいと思います。なお、4月においては今一度4月の段階で、それぞれの手当については確認のほうをさ

させていただきますとともに、住居手当につきましては毎年家賃が変わる可能性がありますので、それについては当然のことながら、毎年家賃の額のあかしを提出していただくように努めてまいります。あとは職員一丸となってきちっと届出をするという職員の認識のもとに、取り組んでまいりたいと思います。以上です。

4 夏目 要するにシステム上そういうふうな一覧をつくっておいて、職員からの申告待ちですけれども、積極的に人事担当のほうから各課の課長を通じて職員のほうへ来てもらってチェックするという態勢も必要じゃないかという部分もあるので、御検討をお願いします。それからがらっと変わりますけれども、説明書の3ページです。町民税ですけれども、現年課税分が5149万6000円ということでふえてございます。これは喜ばしいことなのですが、これの主な原因等わかっておりましたらよろしくをお願いします。それからあと固定資産税、ここに至って年度末445万4000円が減額されてますが、年度末のここに至って減額するというのはあまり想像上では考えられないんですけども、その辺の原因等わかっておりましたら、御説明をお願いします。

税務課長 いずれも町民税のほうも固定資産税のほうもダムの関係が原因となっております。25年度当初予算積算時に抑えて計上したというのがありますが、ダムの補償の増加ということで5000万円余の増加がありました。固定資産税のほうですが、契約時点で普通は登記は1月1日付けの登記なんですけれども、契約時点でということでダムの土地の異動があったため、その分が主な減額の理由となっております。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第28号は所管ごとに分けて総務建設委員会と文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第28号を所管ごとに総務建設委員会と文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第29号「平成25年度設楽町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第29号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第29号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 30 号「平成 25 年度設楽町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」の質疑を行います。質疑はありますか。

2 金田 説明書 3 の歳出のところ、6 ページです。1 款 1 項一般管理費の訪問看護ステーションの運営負担金が減額し執行取りやめになった。3 町村の協議の結果取りやめになったとのことですが、訪問看護ステーションを取りやめたことについての経緯と私たちの町の人々に、訪問看護が必要だなという人たちに対する影響について詳しく説明をお願いします。

町民課長 この件は東栄町のやまゆり荘の事業の関係でございます。看護師不足によりまして、規定の人数を満たすことができなくなっておるという現状があって、それによりまして来年度以降の更新ができないというのが差し迫った状況になっております。25 年度は 3 町村の協議によりまして、運営の負担金を取りやめた経緯でございます。その後どうするかということでございますけども、医療のほうは設楽町の場合つぐ診療所で担当、介護の方はやまゆり荘へお願いするというように、訪問看護というのを医療と看護に分けまして、来年以降やっていくというような協議をただいま進めております。

2 金田 やまゆり荘の看護師不足について言及がありましたが、他の施設でも介護に関わる働き手を探してもなかなか応募してこない、社協でも同じような状況がおきています。前の議会の質問の答えでは、医療や介護、看護関係の学校へ行く場合の奨学金等の PR をしますというような回答だったんですけど、それじゃあ足りないとか追いつかないなというのが現実で、どうやったら私たちの町に、あるいは豊根、東栄も同じかもしれないかもしれませんが、介護や看護やケアに携わる人材が来てくれるか、就職してくれるかというところがものすごく大きな問題だと思います。なにか町当局はどれくらいの強い問題意識をもっていらっしゃるのか、ただ奨学金を PR するという程度ではなくて、なにか秘策はあるのか教えてください。

町民課長 秘策はございません。それぞれ個人ごとにあたっていくということで、制度的にはつくっていくという政策としてはございますけども、差し迫って看護師不足を対応するということについては、訪問看護ステーションの問題だけで言いますと、個人的にあたっておるというのが現状で、素晴らしい手立てというのがなかなか見つからないところです。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第 30 号を文教厚生委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 30 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 31 号「平成 25 年度設楽町簡易水道等特別会計補正予算（第 4 号）」の
質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第31号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 31 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 32 号「平成 25 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算(第 3 号)」の
質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第32号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 32 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 33 号「平成 25 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 2 号）」の
質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 質疑なしと認めます。議案第33号を文教厚生委員会に付託することに御異議
ありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第 33 号を文教厚生委員会に付託します。

議長 議案第 34 号「平成 25 年度設楽町情報ネットワーク特別会計補正予算(第 3 号)」
の質疑を行います。質疑はありますか。

10 田中 収入ですが、使用料がかなり減収の見込みでありますけども、これは想定内
の範囲に入りますでしょうか。

津具総合支所長 想定内とは言いませんけども、やはり出入りが頻繁になってきてお
りますので、そういったことから、なかなか難しいところになってきております。
もう少し精査をして、緻密な使用料の金額を把握をしたいというふうに思ってお
ります。以上です。

10 田中 この程度の収入減では、今後の運営については影響がないというふうに私た
ちは受け止めればいいのかということをお尋ねしてるんですが。

津具総合支所長 この減額、決して小さい額ではありません。全体収入、使用料から

行けば1割の減額となりますので、決してこれは想定内のものであるというふうには思っておりませんが、先ほども申しましたようにこれはできるだけ適正な額が把握できるように努めてまいりたいと思っております。

4 夏目 今回の関連なんですが、私のほうも使用料の1199万8000円が大幅減でなおかつ、次の4ページのほうの繰越金が1439万2000円大幅に増えておるものですから、増えることについては別に結構ですけども、合わせますと2500万円ぐらいの繰越金が予定されていたのかなと解釈はしていますが、それと同時に今までネットワークを使っていた、若い人たちからの意見を少し歓談しながら聞いてみますと、ネットのつながりが北設ネットワークは少し遅いということがあって、ネットにつながるのが遅いもんだから従来のNHKのコミュファなどに乗りかえるとかですね、いろいろな現象が起きているみたいでして、主な原因が若い人に聞いてみるとつながりが遅いと、要するにバイト数なんか足りなくて、全体の容量が足りとれば、さっとつながるんだけども、それがつながらないものだから、遅いからほかのところに切りかえようというところが若い人にはおきてるみたいでして、それは運営管理上困るなど思いながら話を聞いていたんですが、全体の容量をふやすなどサービス者の視点にたって、すぐにネットがつながるような対策を講じる考えがあるかどうか、その辺をお聞きします。

津具総合支所長 確かにインターネットのつながりが遅いとか、そういった意見はいろいろ聞いております。これの改善などについてもNTT等と協議をしておりますけども、なかなかこれはすぐに改善できるというものではございませんので、今後その点については十分検討していきたいというふうに思っております。ここで、それを改善するとか、できますよという回答はできませんので、今後検討はしていくということで御理解いただきたいと思っております。

4 夏目 要するに住みやすい明るいよい社会をつくるという町長さんの先ほどの説明ですが、1つにはですね、若い人たちがこちらのほうに進んで移転する場合にネットの使いよさやなんかその移住条件の中にはいっていると思います。したがって、管理者の方向性としてですね、そういうような容量を増やしながらまた、若い人たちの安い耐震性住宅も建てて、ようするにこれからは物理的に都会に近くなってもネットがつながって、ときたま名古屋や浜松に行ければそこで仕事ができるような在宅のあり方もありますので、将来的にはネットがさっとつながるような容量の確保というものが必要になってくると思っておりますが、その辺についてお考えがありましたらよろしくお願いします。

町長 御指摘をいただいたようにですね、せっかくある施設が若い人たちの期待どおりに使えないというのは満足感がないのかなと、そしてそれが原因でほかには方法がないけども、ほかに切りかえる方法があるとのことですので、そうすると今まで我々が一生懸命光ケーブルを北設楽郡みんな汗を流してお金を投資してまで作った施設の有効利用というのに結びつかない。結果としてそうになってしまうということは、非常に残念なことでありますので、これから我々が専門知識が

どういうことを改善したり移行すればできるんだとかそういうことはまだよく私のレベルではわかりませんが、仮に手だてを講じてスピードアップが、つながる便利が高まるのであれば、当然そういうことを研究して対応していかないといけないと思っておりますので、これからそういうところに意識を高めて、努めていきたいと思っております。

2 金田 ただいまの議論についてですがWi-Fi等があつて、もはや有線はいらない時代に入っていますので、テレビをつなぐためにはテレビの電波が悪くいるというところもあるかもしれませんが、ここでさらにインターネット環境のためにお金を町でかけるのは、莫大な費用を要して時代遅れになっているのではないかと。つまりこの情報ネットワークの事業も実は取り組むのが遅かったのではないかと。というふうに考えていますがいかがですか。

副町長 情報の取り組みが遅かったという御指摘でございますけれども、今まで北設情報ネットワークができるまでにはですね、光回線というのは設楽町の田口地内だけでしたかね、それがその他の地域につきましてはADSLというようなNTTの通信網でございました。ADSLですとかなり遅いということで総務省の補助金をいただきながら、光のネットワークをつくろうということで立ち上げました事業でございます。今の状態で光が全ての家庭に網羅されておりますので、速度自体はその時点と比べると速くなっているという状況になっていると思います。1点でWi-Fiという話もございましたけれども、Wi-Fiにつきましても、それぞれの通信事業者がWi-Fiをやったり、またそれぞれのフリースポットでWi-Fiの機器を設置する場合もございますけれども、それをつなぐためにも光ファイバーがないとつないでいけません。Wi-FiがあつたとしてもそれがADSLだったりすると、せつかくのWi-Fiがうまくつないでいけませんということがありますので、光ケーブル自体は今の段階では必要不可欠であると判断しております。ただ、今後の動向をみながらWi-Fiが光でなくて衛星でできるとか、そういう技術革新というのは日々行われていますので、時代時代に合った投資をしていかなければならないと。それから、先ほど夏目議員が言われたように、若い方々はですね、田舎においてコンビニもない、ネット環境もないというような状況では、なかなか住み着いてもらえませんので、少なくともそういう意味でですね、高速のインターネット通信は今のところ必要であると。これからの投資につきましては、必要かどうかというのは経費の面も含めまして検討していく事案の1つだと思っております。以上です。

7 鈴木 今度の雪害でかなり共架をしてある電柱が倒壊したような現状だと思うんですけど、その報告みたいなものは受けておりますか。また、そのために修理の予算等、どのくらいかかるかだいたい把握しておりますか。教えてください。

津具総合支所長 このたびの大雪ではかなりの被害を被っております。それと同時にもう1件、東栄町でありました火災による断線等もございました。現在、まだ全体を把握してございません。現在把握しておるところは、東栄町の火災による復

旧は既に済んでおりますので、その費用が約 180 万円、その他の雪害復旧では、ざっと見積もって 400 から 500 万円かかるのではないかというふうに見積もっております。現在、仮復旧は全て済んでテレビが見えないとかインターネットができないという地区はございませんので、一応仮復旧は全て済んだというふうを考えております。ですので現在、補正を組まさせていただいた中には、その辺の費用は含んではございませんけども、今年度の費用の中で、仮復旧までの費用はなんとか捻出をしようということで今回、雪害に対する補正は組んでおりません。あと本復旧については、次年度の新年度予算において対応をしていただくということで、現在、事務のほうは進めさせていただいております。ですので、全体の復旧費用がどれくらいかかるか、まだつかんでおりません。

7 鈴木 また結果が出ましたら報告をお願いします。

議長 ほかにございませんか。

(なし)

議長 これで、質疑を終わります。議案第34号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 34 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 35 号「平成 25 年度設楽町段嶺財産区特別会計補正予算 (第 2 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第35号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 35 号を総務建設委員会に付託します。

議長 議案第 36 号「平成 25 年度設楽町津具財産区特別会計補正予算 (第 1 号)」の質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。議案第36号を総務建設委員会に付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第 36 号を総務建設委員会に付託します。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、15 時まで休憩といたします。

休憩 午後 2 時 45 分

再開 午後 3 時 00 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。日程第 42、議案第 37 号「平成 26 年度設楽町一般会計予算」から日程第 55、議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」までの 14 議案を、一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは議案第 37 号から説明をさせていただきます。「平成 26 年度設楽町一般会計」でございます。平成 26 年度設楽町一般会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 55 億 3726 万 9000 円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表、歳入歳出予算による。継続費でございます。第 2 条、地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は第 2 表継続費による。地方債第 3 条、法 230 条第 1 項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 3 表地方債による。一時借入金、第 4 条、法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 5 億円と定める。歳出予算の流用、第 4 条、法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりとする。各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の款項間の流用。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。3 枚ほどめくっていただきますと、6 ページ継続費が載っております。継続費としまして、土木費の住宅費の中でございます。事業名が町営杉平向住宅（仮称）でございます。建設工事、総額が 3 億 9500 万円ということで 26 年度、27 年度の継続費といたします。年割額につきましては 26 年度が 1 億 5800 万円、27 年度が 2 億 3700 万円という形で継続費を設定いたします。次に地方債でございます。地方債につきましてはそれぞれ事業、起債の目的に対しまして限度額が起債されております。総額で 3 億 1720 万円の起債を起こす予定になっております。一般会計の概略について説明をさせていただきます。本町の歳入につきましては人口減少及び少子高齢化に伴いまして、自主財源であります町税等の大幅な増加を見込むことが困難でございます。依然として地方交付税や譲与税による歳入が全体の約 45%を占めている状態がこのまま続いていくと考えられております。減額の要因としまして、過去の設楽ダムの行政需要費、人件費にかかる国からの補填金、これにつきましては約 4 億 500 万円の減でございます。これが平成 25 年度のみのものであったこと、設楽ダム建設による住民の方の住居移転が進んだことによりまして、今後移転される方へ助成する生活再建資金、支給事業助成金の支出見込が減少することなどが大きなものでございます。歳出につきましては、4 月 1 日から消費税率のアップに伴う負担増の影響があるものの、昨年

度に引き続きまして、設楽ダム水源地域整備計画に基づき実施する事業、子育て、定住対策をはじめ、住民生活の安心、安全確保に重点を置き、優先的に予算措置をいたしております。歳入同様、予算としましては、大幅な減額となっておりますけれども主な原因が役場新庁舎の建設が完了したことに伴う減、これが約4億5000万円でございます。それと財政調整基金の積み立てをしないことによる減、約3億5000万円でございます。これらがなくなったために、総額としては住民サービスの低下に直接つながるものではありません。今後、この新庁舎を最大限に生かしながら、ワンフロア化や子どもセンター及び図書館の集約によるさらなる住民サービスの質の向上と防災対策を強化することができるものと新庁舎に期待しております。歳出の主な事業を説明しますと設楽ダムの水源地域整備事業及び水源地域振興事業で予算額は合わせまして、昨年同様の約10億円でございます。新規事業といたしまして、27年度に合併10周年を迎えるにあたりまして、合併記念事業といたしまして1200万円ほどを計上しております。内容としましては町政要覧と町紹介のVTRの作成経費、プレイベントとしてのゴルフによる健康づくりイベントと田舎でコピーバンドイベントの開催による経費でございます。また、道の駅アグリステーションなぐらのトイレの新築工事約3400万円。老朽化に伴う町立名倉保育園の建てかえにかかる設計委託費650万円。平成26年度及び平成27年度2カ年の継続事業になります、町営住宅杉平向住宅の建設工事、2カ年で総事業費が3億9500万円でございます。それから旧庁舎の解体工事5500万円ほど見込んでおります。清崎地区に建設を予定しております、歴史民俗資料館(仮称)の敷地造成工事及び建物基本設計委託費、合わせまして1億2000万円ほどを予定しております。以上が歳出の主なものでございます。詳細の事業の説明につきましては、後日、予算特別委員会におきまして担当から説明をさせていただきます。

次に議案第38号「平成26年度設楽町国民健康保険特別会計予算」でございます。平成26年度設楽町国民健康保険特別会計の予算は次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億8983万3000円と定める。2項としまして歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表の歳入歳出予算による。一時借入金につきましては最高額を2500万円と定めるものでございます。予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の流用を認める。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。国保の会計につきましては、特に一般被保険者の療養給付費の減がでございます。そのために昨年度より減額となっております。

次に議案第39号「平成26年度設楽町介護保険特別会計予算」でございます。平成26年度設楽町介護保険特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ8億2974万8000円と定めま。第2項で歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入

歳出予算による。一時借入金につきましては限度額を 2000 万円と定めるものでございます。歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用をできると規定をいたします。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。介護保険会計で申しますと、介護サービスの給付費が年々増加しております。これに基づきまして 6600 万円余の増額になっております。総額で増額になっていくというような予算を組まさせていただきます。

次に議案第 40 号「平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」でございます。平成 26 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算でございます。第 1 条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2 億 1423 万 9000 円と定める。歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。一時借入金でございます。借入の最高額は 2000 万円と定めるものでございます。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。後期高齢者保険特別会計につきましては、これにつきましても、療養給付費の増加が見込まれ、後期高齢者医療広域連合への納付金がふえることによりまして、予算額が増加しております。

続きまして議案第 41 号「平成 26 年度設楽町簡易水道特別会計予算」でございます。平成 26 年度設楽町簡易水道特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7 億 4985 万 3000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。地方債でございます。第 2 条地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は第 2 表地方債によるものとします。歳出予算の流用、第 3 条流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を認めることといたします。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。簡易水道特別会計におきましては、国・県道の改良工事に伴う配水管移設工事が 2 億 2800 万円ほどございます。これらに伴いまして、予算額が膨らんできております。

続きまして議案第 43 号「平成 26 年度設楽町町営バス特別会計予算」でございます。平成 26 年度設楽町町民バス特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 5427 万 3000 円と定めます。歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。町営バス特別会計におきましては、町営バスの更新に伴い、バスの更新を行いますので、この経費 1900 万円ほどございます。これに伴いまして総額が増加しております。

続きまして議案第 44 号「平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」。平成 26 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 7545 万 1000 円と定める。第 2

項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を認めることといたします。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。つぐ診療所特別会計におきましては昨年度、計上いたしました常勤医師にかかります人件費分を派遣医師負担金への振りかえをしたこと、及び医師住宅建設工事が平成25年度の事業でございまして、これが完了しましたので一般管理費として4700万円の減額となっております。総額で大きく減額をする予算となっております。

続きまして議案第45号「平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計予算」でございます。平成26年度設楽町情報ネットワーク特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2億7235万6000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。歳出予算の流用でございます。第2条として各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用を認めることといたします。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。情報ネットワーク特別会計につきましても光ケーブルの維持、管理にかかる修繕費を実績に応じまして、800万円ほど増額することになっております。そのため、前年度比1542万5000円ほどの増額となっております。

続きまして議案第46号「平成26年度設楽町田口財産区特別会計予算」でございます。平成26年度設楽町田口財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ222万8000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。田口財産区につきましては、財政調整基金からの繰入金が増額となっております。歳出におきまして、一般会計の繰り出しとして170万円を計上しておりますので、前年度一般会計とほぼ同額が増額となっております。

続きまして議案第47号「平成26年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」でございます。平成26年度設楽町段嶺財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ182万2000円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。平成26年3月4日提出、設楽町長横山光明。段嶺財産区につきましては、財政調整基金からの繰入金を63万2000円ほどふやしてございます。これについては、青い目の交流事業を行うために一般会計、繰り出す100万円に対応するものでございまして、予算額、前年度よりも63万2000円ほどの増額となっております。

続きまして議案第48号「平成26年度設楽町名倉財産区特別会計予算」ござ

います。平成 26 年度設楽町名倉財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 36 万 5000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。名倉財産区につきましては、前年度同様、維持管理費にかかる経費を計上させていただいております。

続きまして議案第 49 号「平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計予算」でございます。平成 26 年度設楽町津具財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 530 万 4000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。津具財産区におきましては、前年と同様に財産区の管理、運営をする経費を計上しております。ほぼ同額の額を経常しております。

続きまして議案第 50 号「平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計予算」でございます。平成 26 年度設楽町神田平山財産区特別会計の予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 6 万 4000 円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は第 1 表歳入歳出予算による。平成 26 年 3 月 4 日提出、設楽町長横山光明。神田・平山財産区におきましては、特に管理会を中心とした経費の支出をしております。前年度と同額の額を予算計上しております。詳細につきましては、また特別委員会におきまして説明をさせていただきます。以上で概略の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第 37 号から議案第 50 号までの 14 議案については、慎重審査の必要があると認められますので、議長を除く 11 名で構成する予算特別委員会を設置して審査したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 議案第 37 号から議案第 50 号までの 14 議案については、11 名による予算特別委員会を設置し、付託して審査することに決定しました。

議長 お諮りします。予算特別委員の選任につきましては、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、金田敏行君、金田文子君、松下好延君、夏目忠昭君、渡邊勲君、村松修君、鈴木藤雄君、伊藤武君、熊谷勝君、田中邦利君、土屋浩君、を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。予算特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

予算特別委員会の方は次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の選任を行い、その結果を報告願います。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 25 分

再開 午後 3 時 32 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算特別委員会の正副委員長の互選について報告がありました。委員長に 11 番土屋浩君、副委員長に 3 番松下好延君が選任されましたので御承知おきください。なお、予算特別委員会は、3 月 18 日に総務建設委員会所管、3 月 19 日に文教厚生委員会所管です。午前 9 時から開会を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、本日の日程は全て終了しました。本日はこれで散会といたします。

散会 午後 3 時 35 分